

令和5年（2023年）

9月那覇市議会定例会

# 議案書

令和5年9月1日



令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第83号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第84号	那覇市教育委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	3
議案第85号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	5
議案第86号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	7
議案第87号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	9
議案第88号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	11
議案第89号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	13
議案第90号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	15
議案第91号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	17
議案第92号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	19
議案第93号	那覇市農業委員会の委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	21

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第94号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	企画財務部 納税課	23
議案第95号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 生活衛生課	31
議案第96号	那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	33
議案第97号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	消防局 予防課	39
議案第98号	那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	上下水道局 下水道課	45
議案第99号	那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	上下水道局 下水道課	49
議案第100号	令和5年度那覇市一般会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第101号	令和5年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう 課	別冊
議案第102号	令和5年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第103号	令和5年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第104号	令和5年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第105号	令和4年度那覇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊

令和5年（2023年）9月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第106号	令和4年度那覇市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第107号	第5次那覇市総合計画 中間検証及び見直しについて	総務常任委員会	企画財務部 企画調整課	51
議案第108号	那覇港港湾計画改訂に伴う那覇港管理組合規約の変更について	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 都市計画課	107
議案第109号	工事請負契約について（松川小学校屋内運動場及びプール改築工事（建築））	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	111
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済常任委員会	市民文化部 市民生活安全課	113
報告第30号	令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	115
報告第31号	専決処分の報告について（那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定）	厚生経済常任委員会	健康部 生活衛生課	121
報告第32号	専決処分の報告について（里道側溝蓋破損による車両損傷事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	125
報告第33号	専決処分の報告について（市道鏡原7号側溝鉄蓋隙間による自転車損傷事故）	都市建設環境常任委員会	都市みらい部 道路管理課	127
報告第34号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	129
報告第35号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	都市建設環境常任委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	131
報告第36号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	教育福祉常任委員会	生涯学習部 施設課	133



那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

[Redacted]

仲宗根 哲

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は、那覇市公平委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。







那覇市教育委員会の委員の任命について

次の者を那覇市教育委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

  
安里 恒男  


(提案理由)

上記の者は、那覇市教育委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。



那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

████████████████████

兼島 明

████████████████████

(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。





那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

  
比嘉 晋  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。





那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

  
伊佐 眞幸  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。







那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

  
新垣 次夫  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。





那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

  
金城 政則  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。





那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

  
上原 清広  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。





那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

  
渡口 捷也  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。







那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

  
知念 和子  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。





那覇市農業委員会の委員の任命について

次の者を那覇市農業委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

  
山盛 淳子  


(提案理由)

上記の者は那覇市農業委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。



那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和6年度から課税が開始される森林環境税について、所要の規定を整備し、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 [略]</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により</u>当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、<u>個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森</u></p>

(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特

林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)～(2) [略]

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別

別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によ

徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 [略]

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収される金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収する



って徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与

ことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が、当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対して、その年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所

所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によ

得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が

支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) [略]

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が

が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

#### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査の事務に係る手数料を定め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

## 那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

### 付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

#### [改正前 別記]

##### 別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～4 [略]

5 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定に基づく旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請に対する審査	[略]	

6～24 [略]

#### [改正後 別記]

##### 別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第3条の2第1項、第3条の3第1項又は第3条の4第1項に規定する承認の申請に対する審査	[略]	

6～24 [略]

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

道路法施行令の一部が改正され国道に係る占用料の額が改められたことに準じて市道に係る占用料の額を改め、占用入札の実施に必要な占用料の額の最低額を定め、併せて占用料の納入の通知をオンラインで行うための規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、占用の許可をしたとき(電線共同溝に係る占用料にあつては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき)、又は占用の協議が成立したときに<u>納入通知書により</u>徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表 別記]</p>	<p>(<u>占用料の額の最低額</u>)</p> <p><u>第2条の2 法第39条の2第5項の条例で定める額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占用料は、占用の許可をしたとき(電線共同溝に係る占用料にあつては、占用の許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したとき)、又は占用の協議が成立したときに徴収する。</p> <p>2 [略]</p> <p>[別表 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る占用料(那覇市道路占用料徴収条例第1条に規定する占用料をいう。以下同じ。)について適用し、施行日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による同意を得て道路を占用する物件に係る令和6年度の占用料の額は、改正後の別表の規定により算定した占用料の額が、調整額(改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額(施行日の前日において那覇市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(令和2年那覇市条例第54号)付則第3項の規定の適用を受けている物件にあつては、同項の規定による額)をいう。以下同じ。)を超えるときは、調整額とする。



[改正前 別記]

別表(第2条関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,700</u>
	第2種電柱		<u>2,600</u>
	第3種電柱		<u>3,500</u>
	第1種電話柱		<u>1,500</u>
	第2種電話柱		<u>2,400</u>
	第3種電話柱		<u>3,400</u>
	その他の柱類		<u>150</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>15</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>9</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,500</u>
	地下に設ける変圧器		<u>920</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,300</u>
	広告塔		<u>25,000</u>
	その他のもの		<u>3,100</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	<u>64</u>	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>92</u>	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>140</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>180</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>280</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	<u>370</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	<u>640</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	<u>920</u>	
外径が1メートル以上のもの	<u>1,800</u>		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>3,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>13,000</u>
	地下に設ける通路		<u>7,600</u>
その他のもの		<u>3,100</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>250</u>
	その他のもの		<u>2,500</u>
政令第7条第1号に掲	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	<u>2,500</u>
		その他のもの	<u>25,000</u>

掲げる物件	標識		2,400
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	250
		その他のもの	2,500
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	250
		その他のもの	2,500
	アーチ	車道を横断するもの	25,000
その他のもの		13,000	
政令第7条第2号に掲げる工作物			3,100
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			2,500
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			310
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条、第2条の2関係)

道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,900</u>
	第2種電柱		<u>2,900</u>
	第3種電柱		<u>3,900</u>
	第1種電話柱		<u>1,700</u>
	第2種電話柱		<u>2,700</u>
	第3種電話柱		<u>3,700</u>
	その他の柱類		<u>170</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		<u>17</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10</u>
	路上に設ける変圧器		<u>1,600</u>
	地下に設ける変圧器		<u>1,000</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		<u>3,400</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>1,400</u>
	広告塔		<u>30,000</u>
その他のもの		<u>3,400</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		<u>71</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>200</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>300</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>400</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>710</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,000</u>
外径が1メートル以上のもの		<u>2,000</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>3,400</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>15,000</u>
	地下に設ける通路		<u>9,000</u>
	その他のもの		<u>3,400</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		<u>300</u>
	その他のもの		<u>3,000</u>
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	<u>3,000</u>
		その他のもの	<u>30,000</u>
	標識		<u>2,700</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際	<u>300</u>

		し、一時的に設けるもの	
		その他のもの	3,000
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	300
		その他のもの	3,000
	アーチ	車道を横断するもの	30,000
		その他のもの	15,000
政令第7条第2号に掲げる工作物			3,400
政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			3,000
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			340
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

備考 [略]

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

消防法第 9 条の規定により条例が従うべきものとされている総務省令「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されたことに伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等に関する基準を改めるため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等</u>の侵入防止の措置を講ずること。</p>

(5)～(19) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第58条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を規則で定

(5)～(19) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池の容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池の容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。第37条第3項を除き、以下同じ。)は、地震等により、容易に転倒せず、亀裂が生じず、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られた、又は覆われた外壁であつて開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第58条 [略]

めるところにより、消防局長又は消防署長に届け出なければならない。 (1)～(13) [略] (14) 蓄電池設備  (15)～(16) [略] [別表第3 別記]	(1)～(13) [略] (14) 蓄電池設備(蓄電池の容量が20キロワット時以下のものを除く。)  (15)～(16) [略] [別表第3 別記]
--	--

備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
--

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている、燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備(付則第4項の適用を受けるものを除く。)のうち、改正後の第11条第1項第3号の2(那覇市火災予防条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものの建築物等の部分との間の距離の基準については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項の適用を受けるものを除く。)のうち、同条第1項の規定に適合しないものの構造の基準については、なお従前の例による。
- 改正後の第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもの(この条例の施行の際現に設置されているもの又はこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるものに限る。)のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

[改正前 別記]

別表第3(第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (単位センチメートル)			
	入力	上方	側方	前方 後方
[略]				



厨房設備	気体燃料	[略]
	上記に分類されないもの [略]	
[略]		

(注1)～(注12) [略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第3条、第18条関係)

種類					離隔距離 (単位センチメートル)				
					入力	上方	側方	前方	後方
[略]									
厨房設備	気体燃料	[略]							
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの		[略]						
[略]									

(注1)～(注12) [略]

備考 [略]



那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について

那覇市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

公共下水道の敷地又は排水施設を占用する物件を設ける場合に徴収する占用料等を定め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 <u>下水道敷の占用</u>(第44条―第49条)</p> <p>第7章～第8章 [略]</p> <p>付則 (行為の許可)</p> <p>第42条 <u>法第24条第1項及び第29条第1項</u>の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略] (許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第43条 <u>法第24条第1項及び第29条第1項</u>の条例で定める軽微な変更は、公共下水道及び都市下水路の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第6章 下水道敷の占用</u> (占用の許可)</p> <p>第44条 <u>管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、下水道敷の占用を許可することができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 [略]</p> <p>第6章 <u>占用</u>(第44条―第49条)</p> <p>第7章～第8章 [略]</p> <p>付則 (行為の許可)</p> <p>第42条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～3 [略] (許可を要しない軽微な変更)</p> <p>第43条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件の同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に付随して行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第6章 占用</u> (占用の許可)</p> <p>第44条 <u>公共下水道の敷地又は排水施設にその全部又は一部を占用する物件を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p>

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。占用の許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

(1)～(3) [略]

3 [略]

4 第2項の規定に基づき申請があったときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。

#### 第46条 削除

(使用料等の減免)

第52条 次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、この条例に定める使用料、督促手数料、延滞金又は占用料を減免することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 占有箇所が一般の通行の用に供せられるとき。

(5) [略]

2～3 [略]

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請書を提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

3 [略]

4 第2項の規定による申請書の提出があったときは、管理者は、許可の可否について当該申請者に通知するものとする。

(占用料)

第46条 第44条第1項の許可を受けた者から占用料を徴収する。

2 前項の占用料の額については、那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)に定める占用料の額の例による。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第5号に掲げる施設のうち通路に係る占用料の額については、同条例に定める占用料の額のうち同号に掲げるその他これらに類する施設に係る占用料の額とするものとする。

(使用料等の減免)

第52条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 占有箇所が無料で常時一般の通行の用に供せられるとき。

(5) 雨水等を地先から溝等に排出する排水管の埋設のための占有であるとき。

(6) 水道管及びガス管の各戸引込管の設置のための占有であるとき。

(7) 恒例による祭典その他行事のための臨時の占有であるとき。

(8) [略]

2～3 [略]

<p>4 管理者は、<u>第1項の規定に基づき減免の申請</u>があったときは、減免の可否について当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>4 管理者は、<u>第2項の規定による申請書の提出</u>があったときは、減免の可否について当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

道路法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設のうち通路に係る使用料の額を改め、河川又は下水道の使用料の減免についての特例を定め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、那覇市道路            占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11            号)別表占用物件の欄に掲げる工作物、物            件又は施設を設けるための行政財産の使            用に係る<u>使用料</u>については、<u>同条例によ            る額とする。</u></p> <p>5 [略]</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、那覇市道路            占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11            号)別表占用物件の欄に掲げる工作物、物            件又は施設を設けるための行政財産の使            用に係る<u>使用料の額</u>については、<u>同条例            に定める占用料の額の例による。ただし、            道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1            項第5号に掲げる施設のうち通路に係る            使用料の額については、同条例に定める            占用料の額のうち同号に掲げるその他こ            れらに類する施設に係る占用料の額とす            るものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p><u>第4条の2 前条の規定にかかわらず、河川            又は下水道の使用料の減免については、            那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6            号)第52条の規定の例による。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



第5次那覇市総合計画 中間検証及び見直しについて

第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しを別紙のように策定する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市総合計画策定条例第6条に基づき、第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しを策定するため、那覇市議会基本条例第15条第1号の規定により、この案を提出する。

**第5次那覇市総合計画  
中間検証及び見直し  
(草案)**

**2023年8月**

改訂版

第5次那覇市総合計画施策体系

なはで暮らし、働き、育てよう！  
～ みんなでつなごう

まちづくりの姿勢：協働の絆・平和の絆

基本構想

めざすまちの姿

多様なつながりで  
共に助け合い、  
認め合う安全安心に  
暮らせるまち NAHA

互いの幸せを  
地域と福祉で支え合い  
誰もが輝くまち NAHA

次世代の未来を拓き、  
豊かな学びと文化が薫る  
誇りあるまち NAHA

ヒト・モノ・コトが集い、  
育ち、ひろがる  
万国津梁のまち NAHA



未来への視点：「つながる力」を広げる

まちづくりを支える新たな架け橋：デジタル社会の実現（DX）・持続可能な社会の

基本計画

小さな「わ」が大きな「Wa」に  
広がる協働によるまちづくり

- 自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる
- 市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる

地域の力が重なる  
安全安心のまちづくり

- 地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる
- 相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる
- 災害対応力の高いまちをつくる

交流の輪を広げ  
平和を希求するまちづくり

- 平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる (施策 6)
- 国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる

人権が尊重され、  
誰もが心豊かに安心して  
暮らせるまちづくり

- 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる

地域で暮らし地域で支える  
まちづくり

- 地域のみんなが、支え合うまちをつくる
- 小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる
- 障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる
- 子どもの貧困対策をすすめ子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる

すべての人が健康で  
生き生きと暮らせるまちづくり

- 市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる
- 市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる
- 親と子が地域の中で共につながり健康やかに暮らせるまちをつくる

身近な地域で良質かつ適切な  
医療が受けられるまちづくり

- 地域医療の充実したまちをつくる
- 適切に救急医療につなげるまちをつくる
- 健診受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる

衛生的で快適に暮らし、  
健康危機にも強いまちづくり

- 衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる
- 健康危機管理体制が整ったまちをつくる (施策 20)

子育てが楽しくなるまちづくり

- すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる
- 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる

自らの力で未来を拓く  
子ども達を応援するまちづくり

- 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる
- 学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる

生涯学習を推進し、  
地域の教育力を向上させる  
まちづくり

- どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる
- どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる
- 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる

郷土の歴史、  
伝統文化・芸能にふれあい、  
新たな文化を創造する  
まちづくり

- 文化が保存され継承されるまちをつくる
- 市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる

ビジネス・リゾートと  
歴史・文化が融合する  
観光まちづくり

- 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる (施策 30)
- 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる

様々な産業が集い・育ち・  
ひろがるまちづくり

- 戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる
- 商工業が発展するまちをつくる
- 農水産業が活き活きとしたまちをつくる
- 那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる
- オープンデータが活用されるまちをつくる

産業を支える市民と  
その労働環境を整える  
まちづくり

- みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる
- 産業を支える人材が育つまちをつくる

中心市街地を活かした  
まちづくり

- 商店街やマチグループなどが賑わうまちをつくる
- 中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる

柱1：With コロナ・after コロナへの対応（感染症対応関連）

基本計画にもとづいて3年間の具体的な事業計画を策定します。

実施計画

# 笑顔広がる元気なまち NAHA

## 市民力 ～

・共生の絆・活力の絆・共鳴の絆

自然環境と  
都市機能が調和した  
住みつけたいまち  
NAHA

基本構想を推進するために

市民との信頼を深め、  
効率的で効果的な  
行財政運営を行う

「未来への視  
点」を補完する  
新たな視点とし  
て追加

視点・「稼ぐ力」を高める視点・「ひきつける力」が輝く視点

実現（SDGs）・生きがいのある社会の実現（Well-being）

柱1：With コロナ・  
after コロナへの対  
応（経済観光振興関  
連）

省エネを実践し、  
資源が循環するまちづくり

● 省エネを實踐するライフスタイルへ  
の転換を促進するまちをつくる  
(施策 41)

● ごみを減らし、資源として再利用、  
再生利用するまちをつくる

自然環境が育まれた那覇らしい  
亜熱帯庭園都市のまちづくり

- 那覇らしい景観を實現し、次世代に  
受け継ぐまちをつくる
- 自然や水辺環境をみんなで育むま  
ちをつくる
- 魅力ある公園を整備し、みどりを守  
り・育て・活かすまちをつくる
- 地域と共にみどり豊かな美しい道路  
空間のあるまちをつくる

暮らして良し歩いて楽しい  
快適なまちづくり

- 市街地の整備を促進し安全で快適  
な魅力あるまちをつくる
- 誰もが移動しやすいまちをつくる
- 住宅環境が整備され、快適に住むこ  
とができるまちをつくる
- 人と動物が共生し、衛生的な生活環  
境が確保されたまちをつくる

災害に強い都市基盤の整備で  
安全安心のまちづくり

- 安全安心で快適な都市空間の確保  
されたまちをつくる
- 強靱な水道で、いつでもどこでも安  
全安心なまちをつくる
- 公共下水道を整備促進し、安全安心  
なまちをつくる

那覇の魅力と特性を活かした  
土地利用を進めるまちづくり

- 地域の特性を活かし魅力が高めら  
れたまちをつくる
- 那覇港湾施設（那覇軍港）の跡地を  
活かしたまちをつくる

柱4：カーボン  
ニュートラル  
（脱炭素化）の  
実現

市民との信頼を深める  
職員の育成と組織づくり

- 社会の変化に対応できる職員の育  
成と組織づくりをすすめる
- 行政サービスの電子化により市民  
の利便性を高める組織づくりをすす  
める（施策 57）

効率的で効果的な  
行財政運営を行う

- 市民満足度の高いサービスの提供  
をすすめる（施策 58）
- 持続可能な財政運営をすすめる

柱5：ウェルビ  
ーイングの實現

柱2：デジタル・トラ  
ンスフォーメーション  
の推進（市民サービス  
のデジタル化関連）

柱2：デジタル・トラ  
ンスフォーメーション  
の推進（内部事務のデ  
ジタル化関連）

事業の効果や財政状況を評価・勘案して毎年度見直し改定します。

# 目次

<b>第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの方針</b>	<b>5 ページ</b>
1 第5次那覇市総合計画とは	5 ページ
2 中間検証及び見直しの必要性	5 ページ
3 中間検証及び見直しの基本的な考え方	5 ページ
4 社会情勢の変化を踏まえた検証及び見直しの5つの柱	6 ページ
5 項目別検証及び見直し内容	8 ページ
6 検証及び見直し体制	9 ページ
<b>基本計画</b>	<b>10 ページ</b>
<b>第1部 基本計画総論</b>	
まちづくりを支える新たな架け橋	11 ページ
デジタル社会の実現（DX）	
持続可能な社会の実現（SDGs）	
生きがいのある社会の実現（Well-being）	
第5次那覇市総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表	12 ページ
<b>第2部 基本計画各論</b>	<b>22 ページ</b>
施策6 平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる	22 ページ
施策20 健康危機管理体制が整ったまちをつくる	24 ページ
施策30 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる	26 ページ
施策41 省エネを実現するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる	28 ページ
施策57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	30 ページ
施策58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	32 ページ
指標一覧	34 ページ

## 第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの方針

令和4年8月1日 市長決裁

### 1 第5次那覇市総合計画とは

第5次那覇市総合計画（以下「総合計画」という。）は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性を示したまちづくりの指針であり、その実現に向けて総合的かつ計画的な行政運営を進めるための必要な政策・施策を体系的に定めた、本市の最上位計画です。

本市は、総合計画に沿って、まちづくりの将来像として掲げた「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまち NAHA～みんなでつなごう市民力～」の実現に向けて、子ども・子育て支援、経済政策の振興、協働によるまちづくりの推進など、各種施策を展開していくとともに、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズについても柔軟に対応することが求められています。

### 2 中間検証及び見直しの必要性

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三つの層で構成しており、基本計画の期間は、平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間としています。なお、社会情勢の変化に対応するため、5年を経過する時点で、市民・議会の参画のもと検証し、必要に応じて基本計画の見直しを行うものとしています。

昨今、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、社会経済活動に大きな影響を与えています。今後も新型コロナウイルス感染症については、感染状況や国・県等の動向を踏まえつつ、柔軟な対応が求められています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたICT（情報通信技術）の進展による社会全体のデジタル化や、持続可能な社会の実現を目指すSDGs、脱炭素化を実現するカーボンニュートラル、人々が幸せに満たされた状態を示すウェルビーイングなど、社会の状況や市民の意識は、大きくかつ急速に変化しています。

このような社会情勢の変化を的確に捉え柔軟に対応するため、計画期間の中間年度を迎える令和4年度から令和5年度にかけて、市民・議会参画のもと、基本計画の検証及び見直しを行います。

### 3 中間検証及び見直しの基本的な考え方

平成30年度策定時には予測できなかった、世界及び日本国内で影響の大きい「with コロナ・after コロナへの対応」「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」「カーボンニュートラル（脱炭素化）の実現」「ウェルビーイングの実現」を昨今の社会情勢の変化と捉え、これらを『5つの柱』として掲げ、この観点から基本計画について検証及び必要な見直しを行うものとします。

#### 4 社会情勢の変化を踏まえた検証及び見直しの5つの柱

##### 柱1：with コロナ・after コロナへの対応

令和元（2019）年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で急速に拡大し、人々の消費行動や社会活動、企業の経済活動等に大きな影響を与えました。

これに対し本市は、「命をまもる」「経済をつなぐ」「日常をつくる」の3つを新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針とし、本方針を支える6つの柱として「感染拡大防止策の推進」「経済の底上げ対策の推進」「新しい生活様式の推進」などを掲げ、様々な対策を講じてきました。引き続き本方針の下、感染症対応に取り組み、「ニューノーマル（新たな日常）」に適合したまちづくりを進めます。

とりわけ、医療・感染症対策分野においては、今後も感染症に迅速かつ的確に対応するため、「那覇市健康危機管理基本指針」や各種計画の改定を行うなど、保健所機能を強化していくとともに、国や県、那覇市医師会をはじめ、関係機関や団体等との連携をより一層図りながら、感染症対応に取り組んでいきます。

また、経済観光分野においては、令和3年（2021年）11月に策定した「那覇市コロナ期観光回復戦略」に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大によるダメージからの那覇観光の回復を目指した取組を推進するなど、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ります。

##### 柱2：デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやフレックスタイム等の新しい働き方の浸透や、医療や教育を始めとした多分野でのデジタル化の進展など、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでおり、ニューノーマル（新たな日常）に向けて社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速が求められています。

本市の行政運営においても、デジタル技術を積極的に活用し、「行政サービスの向上」と「内部事務の効率化」に向けた抜本的な変革に取り組むほか、デジタル技術を活用した地域課題の解決や、新たな価値の創造を目指すため、総合計画に掲げる5つの「めざすまちの姿」に紐づく各分野における施策の推進において、デジタル技術を利活用した変革の視点を取り入れていきます。

### 柱3：SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成

SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念の下、2030年を達成年限とする全ての国が取り組むべき「持続可能な開発目標」であり、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する17のゴールが掲げられています。日本国内においてもSDGsの達成に向け、国や地方自治体、民間企業、市民社会、消費者、地域の住民、NPOなどの多様なステークホルダーが、自分ごととして捉え、連携・協働して取り組んでいくことが求められています。

本市においては、本市の最上位計画である総合計画とSDGsの関係を明示した「那覇市SDGs推進方針」に基づき、引き続き総合計画と一体的に推進することでSDGsの達成を図ります。

### 柱4：カーボンニュートラル（脱炭素化）の実現

令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル（脱炭素化の実現）を目指すことを宣言しました。

本市においては、脱炭素社会、環境負荷を低減した循環型社会の実現により、将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、温暖化防止に資するあらゆる「賢い選択」COOL CHOICE（脱炭素づくりに貢献する製品への買い替えやサービスの利用、ライフスタイルの選択など）の普及啓発を継続するとともに、カーボンニュートラルに向けて、「那覇市環境基本計画」及び「那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、ゼロカーボンシティ宣言を表明します。

### 柱5：ウェルビーイングの実現

身体的・精神的・社会的にも満たされた状態を示すウェルビーイング（Well-being）の概念は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、物質的な豊かさだけでなく心の豊かさが重要視される近年、国の方針や県の計画等に掲げられるなど取組が進んでいます。

本総合計画で掲げた、まちづくりの将来像「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまちNAHA」の実現は、まさに幸福度や満足度が充実したウェルビーイングの状態であるといえます。総合計画の推進により、個々の幸せが尊重される地域社会及び市民一人ひとりに合った幸せが感じられるまちの実現を目指します。

引き続き、市民意識調査において、「幸福度」及び市の政策に対する満足度・重要度の把握に努めていきます。



## 5 項目別検証及び見直し内容

基本計画の総論並びに各論（政策、施策及び指標）について、社会情勢の変化を踏まえた検証及び見直しの5つの柱の観点から、検証及び必要な見直しを行います。

基本計画各論については、施策 20、30、41、57、58 を主な検証及び見直しの対象とし、その他必要に応じて、5つの柱に関連する施策の検証及び見直しも行うものとします。

また、各施策の指標についても確認し、必要に応じて見直しを行います。

項目		総合計画 ページ
基本計画		
第1部 基本計画総論	<p>「未来への視点」を補完する新たな視点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・柱2：デジタル・トランスフォーメーションの推進 市民サービス、内部事務及び地域のデジタル化</li> <li>・柱3：SDGs（持続可能な開発目標）の達成 那覇市SDGs推進方針、各施策とSDGsの各ゴールの対応表</li> <li>・柱5：ウェルビーイングの実現</li> </ul> <p>を新たに追加。</p>	
第2部 基本計画各論	<p>・各施策の内容及び指標の検証及び見直し。</p> <p>柱1：with コロナ・after コロナへの対応</p> <p>（施策 20）健康危機管理体制が整ったまちをつくる （感染症対応関連） P72</p> <p>（施策 30）国際化に対応した観光環境の整備された まちをつくる（経済観光振興関連） P96</p> <p>柱4：カーボンニュートラル（脱炭素化）の実現</p> <p>（施策 41）省エネを実践するライフスタイルへの転 換を促進するまちをつくる P120</p> <p>柱2：デジタル・トランスフォーメーションの推進</p> <p>（施策 57）行政サービスの電子化により市民の利便 性を高める組織づくりをすすめる（市民 サービスのデジタル化関連） P154</p> <p>（施策 58）市民満足度の高いサービスの提供をすす める（内部事務のデジタル化関連） P156</p> <p>柱5：ウェルビーイングの実現</p> <p>（施策 58）市民満足度の高いサービスの提供をすす める P156</p>	

6 検証及び見直し体制

(1) 市民参画

検証及び見直しにあたっては、市民との協働による検討を行うため、なは市民協働大学院等との意見交換会及びパブリックコメントを実施し、市民の多様な意見等を反映させます。

(2) 総合計画審議会・市議会

那覇市総合計画審議会における審議、市議会への説明及び意見交換等を経て、市議会の議決のもと、計画の検証及び見直しを行います。

(3) 庁内体制

ア 那覇市総合計画策定推進本部

総合計画を策定する庁内の最上位組織

(本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：各部部长)

イ 那覇市総合計画策定幹事会

推進本部から求められた事項を協議、調整する庁内組織

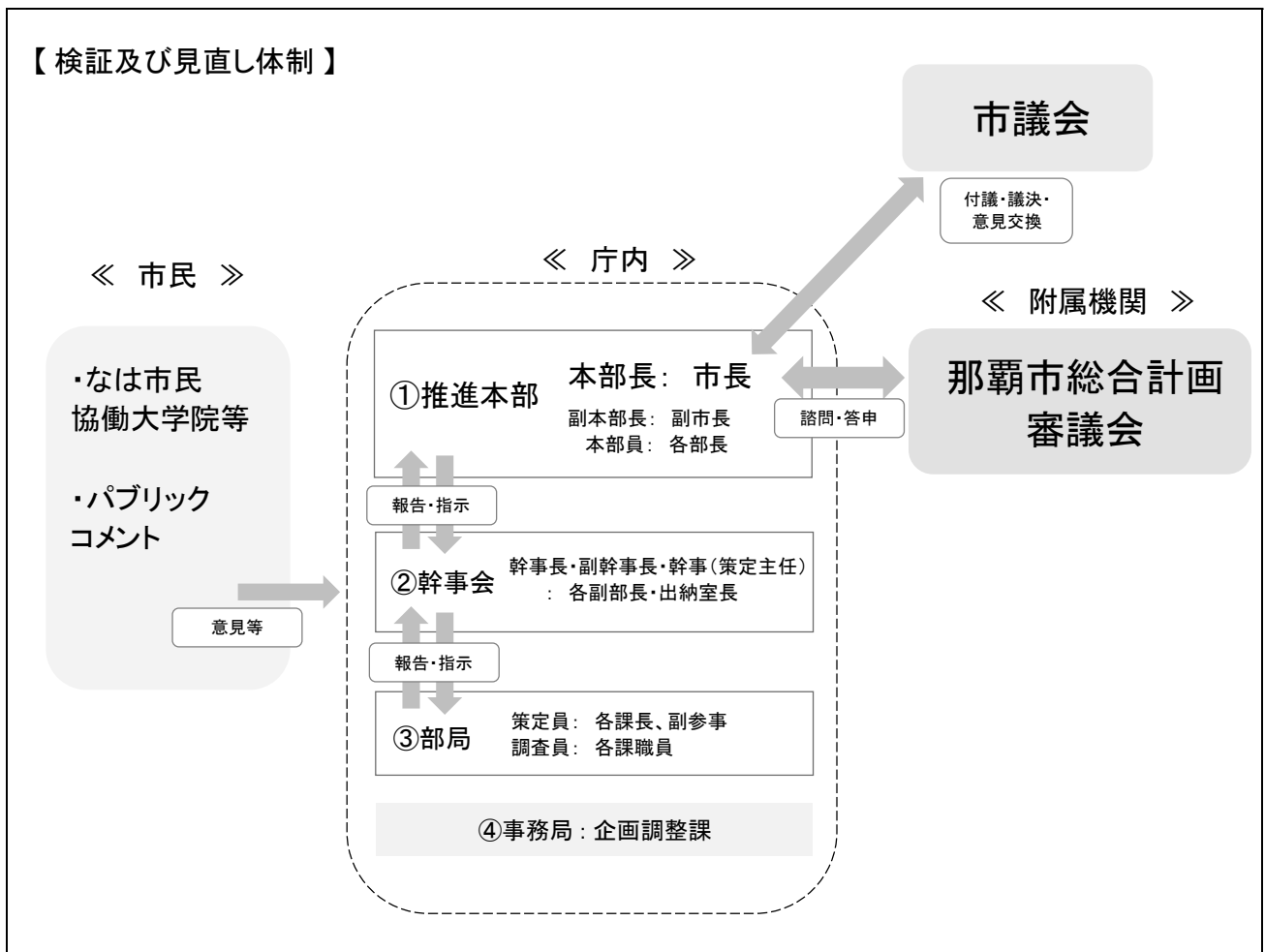
(幹事長、副幹事長、幹事：策定主任（副部長・出納室長）)

ウ 部局

各施策の内容検証及び見直しを行う全庁体制

エ 事務局（企画調整課）

総合計画検証及び見直し業務の統括



# 基本計画

## 第1部 基本計画総論

### 未来への視点を補完する「まちづくりを支える新たな架け橋」

社会情勢の変化を踏まえた検証及び見直しの5つの柱の観点から、次の3つを未来への視点を補完する新たな視点として、「まちづくりを支える新たな架け橋」に位置づけ、全ての施策を遂行する上で、それぞれの視点を強く意識することとします。

- ・ デジタル社会の実現（DX）
- ・ 持続可能な社会の実現（SDGs）
- ・ 生きがいのある社会の実現（Well-being）

## 第2部 基本計画各論

基本計画各論（政策、施策及び指標）について、社会情勢の変化を踏まえた検証及び見直しの5つの柱のうち、次の4つの観点から、検証及び必要な見直しを行います。

### 1 with コロナ・after コロナへの対応

施策 20	健康危機管理体制が整ったまちをつくる（感染症対応関連） ☛ with コロナ・after コロナへの対応
施策 30	国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる（経済観光振興関連） ☛ with コロナ・after コロナへの対応

### 2 カーボンニュートラル（脱炭素化）の実現

施策 41	省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる ☛ カーボンニュートラル（脱炭素化）の実現
-------	---

### 3 デジタル・トランスフォーメーションの推進

施策 57	行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる（市民サービスのデジタル化関連） ☛ デジタル・トランスフォーメーションの推進
施策 58	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる（内部事務のデジタル化関連） ☛ デジタル・トランスフォーメーションの推進

### 4 ウェルビーイングの実現

施策 58	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる ☛ ウェルビーイングの実現
-------	---------------------------------------

## 第1部 基本計画総論

未来への視点を補完する「まちづくりを支える新たな架け橋」

### デジタル社会の実現（DX）

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやフレックスタイム等の新しい働き方の浸透や、医療や教育を始めとした多分野でのデジタル化の進展など、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでおり、ニューノーマル（新たな日常）に向けて社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速が求められています。

このような中、本市の行政運営においても、デジタル技術を積極的に活用し、「行政サービスの向上」と「内部事務の効率化」に向けた抜本的な変革に取り組むほか、デジタル技術を活用した地域課題の解決や、新たな価値の創造を目指すため、本計画に掲げる5つの「めざすまちの姿」に紐づく各分野における施策の推進において、デジタル技術を利活用した変革の視点を取り入れ、「誰もがデジタル技術の恩恵を受け、便利で豊かな那覇」の実現を目指します。

### 持続可能な社会の実現（SDGs）

SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念の下、2030年を達成年限とする全ての国が取り組むべき「持続可能な開発目標」であり、貧困、飢餓、健康・福祉、教育、ジェンダー、気候変動、平和などに関する17のゴールが掲げられています。

日本国内においてもSDGsの達成に向け、国や地方自治体、民間企業、市民社会、消費者、地域の住民、NPOなどの多様なステークホルダーが、自分ごととして捉え、連携・協働して取り組んでいくことが求められています。

本市においては、本市の最上位計画である総合計画とSDGsの関係を明示した「那覇市SDGs推進方針」に基づき、引き続き総合計画と一体的に推進することでSDGsの達成を図ります。

総合計画の各施策及び指標とSDGsの17のゴールの関係を次ページ「第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表」に示します。

### 生きがいのある社会の実現（Well-being）

新型コロナウイルス感染症の拡大が社会・経済活動に多大な影響を及ぼし、デジタル化の急速な進展、働き方や価値観の多様化など、市民を取り巻く環境も大きく変化しました。

このような変化のなか、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが重要視される現代では、世代や性別、国籍や障がいの有無、価値観など多様な人々を包摂し、寛容の心が広がる誰一人取り残されることのない社会や、市民一人ひとりが自分らしく活躍でき、人と人とのつながりを実感するなかで健やかに生き生きと暮らせるまちづくりが求められています。

引き続き、第5次那覇市総合計画に基づく各施策を推進するなかで、暮らしやすさ（働きやすさ、子育てのしやすさ、学びやすさ…）や幸福感、満足感といった市民と地域全体のウェルビーイングを高める視点を持ち、個々の幸せが尊重される持続可能な社会の実現を目指します。

## 第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 健康をこころ豊かに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策							
施策							
指標							
多様なつながりで共に助け合い、認め合う安全安心に暮らせるまち NAHA							
1	小さな「わ」が大きな「Wa」に広がる協働によるまちづくり						
1	自治会や校区まちづくり協議会などが活発に活動するまちをつくる						
	1 市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)						
	2 校区まちづくり協議会設立校区数(累計)						
	3 なは市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)						
2	市民が幅広い活動に参加する仕組みが整ったまちをつくる				●		
	4 なは市民協働大学・大学院卒業生数				○		
	5 協働大使委嘱者数						
	6 那覇市人材データベース登録者数(累計)						
	7 まちづくり活動に参加している市民の割合						
2	地域の力が重なる安全安心のまちづくり						
3	地域の防犯・交通安全活動を推進し、安全安心を実感できるまちをつくる			●			
	8 市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数						
	9 交通指導員が2名以上配置されている小学校区数			○			
4	相談体制が充実した暮らしを守るまちをつくる	●	●	●			
	10 消費者教育に関する講演・研修会の開催回数						
	11 消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合						
5	災害対応力の高いまちをつくる	●					
	12 自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)	○					
	13 災害時応援協定締結事業者数(累計)	○					
	14 住宅用火災警報器の設置率						
3	交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり						
6	平和を希求する想いを発信し、平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる				●		
	15 青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数				○		
	16 平和事業の充実						
7	国際交流で、つながり、ひろがるまちをつくる						
	17 那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数						
	18 那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数						
4	人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり						
8	一人ひとりの人権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる				●	●	
	19 審議会等委員の女性登用率					○	
	20 なは女性センター講座の延べ受講者数				○	○	
互いの幸せを地域と福祉で支え合い誰もが輝くまち NAHA							
5	地域で暮らし地域で支えるまちづくり						
9	地域みんなが、支え合うまちをつくる	●		●			
	21 「地域見守り隊」の結成数	○		○			
	22 民生委員・児童委員の充足率			○			
10	小学校区などの身近な地域の中で、高齢者がいきいきと暮らせるまちをつくる	●		●			
	23 地域包括支援センターにおける相談件数			○			
	24 介護予防に関する事業への参加人数			○			
	25 チャーがんじゅうポイント制への登録者数			○			
	26 認知症サポーター養成講座の延べ受講者数			○			
11	障がいのある人が安心して暮らし、働けるまちをつくる			●	●		
	27 一般就労後、就労定着支援を受けて1年以上の継続就労者の割合(年度)			○			
	28 施設入所から在宅生活に移した障がい者数(累計)			○			
	29 障がい当事者の障害者差別解消法及び県条例に関する認知の割合			○			
12	子どもの貧困対策をすすめて子ども達が夢を持って成長できるまちをつくる	●	●	●	●		
	30 生活保護世帯に属する子どもの高校進学率	○			○		
	31 生活保護世帯の高等学校中途退学率	○			○		
	32 子どもの居場所の数	○					



## 第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 健康をこころに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策							
施策							
指標							
6 すべての人が健康で生き生きと暮らせるまちづくり							
13	市民一人ひとりが健康づくりを実践するまちをつくる			●			
33	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合			○			
34	運動習慣者の割合(20～64歳)			○			
35	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(40～74歳)			○			
36	20代、30代の男女の喫煙している者の割合			○			
37	「健康づくり市民会議」で健康づくりを計画的に推進する団体数			○			
14	市民一人ひとりがこころの健康を維持することができるまちをつくる			●			
38	ゲートキーパー養成講座受講者数(累計)			○			
39	人口10万人当たりの自殺者数(実数)			○			
15	親と子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる			●	●		
40	3歳児健康診査受診率			○	○		
41	子育てについて、身近に相談できる人がいると答える人の割合			○	○		
7 身近な地域で良質かつ適切な医療を受けられるまちづくり							
16	地域医療の充実したまちをつくる			●			
42	紹介率(紹介患者数/初診患者数×100)			○			
43	逆紹介率(逆紹介患者数/初診患者数×100)			○			
17	適切に救急医療につなげるまちをつくる			●			
44	救急隊現場到着所要時間			○			
45	応急手当講習会の受講者数			○			
18	健康受診の意識を高め、医療費の適正化を進めるまちをつくる			●			
46	特定健康診査の受診率(40代～50代の働き盛り世代)			○			
47	メタボリックシンドローム該当者及び予備群者の改善率			○			
8 衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強いまちづくり							
19	衛生的で快適な生活環境を守るまちをつくる			●			
48	食品等の試験検査の実施数			○			
20	健康危機管理体制が整ったまちをつくる			●			
49	結核罹患率(人口10万対)			○			
50	健康危機管理訓練			○			
次世代の未来を拓き、豊かな学びと文化が薫る誇りあるまち NAHA							
9 子育てが楽しくなるまちづくり							
21	すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる	●	●		●	●	
51	保育所等利用待機児童数					○	
52	教育・保育施設の利用状況				○		
22	支援が必要な子どもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる	●		●	●		
53	育児支援家庭訪問事業の訪問延べ件数			○	○		
54	保育園、認定こども園等への巡回指導、訪問件数			○	○		
10 自らの力で未来を拓く子ども達を応援するまちづくり							
23	自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる	●			●		
55	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差(中学校数学)				○		
56	学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合				○		
57	不登校児童生徒の割合				○		
24	学校施設の補修・整備をすすめ、安全安心な教育環境があるまちをつくる	●	●		●		
58	新耐震基準に適合する校舎などの割合				○		
11 生涯学習を推進し、地域の教育力を向上させるまちづくり							
25	どこでも誰でも生涯学習ができるまちをつくる				●		
59	公民館における地域連携・世代間交流事業実施の満足度				○		
60	図書館来館者数				○		
61	レファレンス(調査相談)件数				○		
26	どこでも誰でも生涯スポーツができるまちをつくる			●	●		
62	那覇市主催のスポーツ・レクリエーション大会等への参加者数			○	○		





## 第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策							
施策							
指標							
27	学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる				●		
63	地域学校連携施設延べ利用回数				○		
64	放課後子ども教室等が設置されている小学校区数				○		
65	学校体育施設の利用率				○		
12	郷土の歴史、伝統文化・芸能にふれあい、新たな文化を創造するまちづくり						
28	文化が保存され継承されるまちをつくる				●		
66	焼物博物館、歴史博物館、識名園、玉陵、伝統工芸館の入館・入園者数				○		
67	講座・解説会など実施回数				○		
29	市民の文化芸術・芸能活動を支援するまちをつくる				●		
68	主要文化施設利用者の満足度 (新文化芸術発信拠点施設、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー)				○		
69	市民が文化活動を主体的に行う機会や、優れた文化や地域文化を觀たり、ふれる機会が充実しているまちと思う人の割合				○		
70	主要文化施設施設稼働率 (市民会館、パレット市民劇場、市民ギャラリー)				○		
ヒト・モノ・コトが集い、育ち、ひろがる万国津梁のまち NAHA							
13	ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する観光まちづくり						
30	国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる						
71	延べ市内宿泊客数						
72	観光客一人当たりの市内消費額						
31	那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる						
73	観光収入額						
74	市内宿泊日数						
14	様々な産業が集い、育ち、ひろがるまちづくり						
32	戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる						
75	那覇市へ進出した情報通信関連企業数(累計)						
76	那覇市へ進出した情報通信関連企業による雇用者数(累計)						
77	市民所得						
73	観光収入額						
33	商工業が発展するまちをつくる						
78	窓口相談から結びついた創業数						
79	開業率						
80	廃業率						
81	第3次産業市内純生産額(百万円)						
34	農水産業が活き活きとしたまちをつくる		●				
82	那覇市農業算出額		○				
83	那覇市海面漁業生産量(まぐろ類)						
35	那覇港の物流・交流拠点機能を強化し、世界に開かれたまちをつくる						
84	那覇港の取扱貨物量						
36	オープンデータが活用されるまちをつくる						
85	オープンデータの公開数						
86	オープンデータを活用したアプリケーション数						
15	産業を支える市民とその労働環境を整えるまちづくり						
37	みんなが笑顔で楽しく働きやすいまちをつくる		●				
87	沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証市内企業数						
38	産業を支える人材が育つまちをつくる				●		
88	就職に結びついた相談数(なはし就職・創業なんでも相談センター)						
89	就業者数						
16	中心市街地を活かしたまちづくり						
39	商店街やマチグラーなどが賑わうまちをつくる						
90	中心商店街の歩行者通行量(平日)						
91	中心市街地の従業者数						
92	中心商店街へ行く那覇市民の割合 (月に1~2回以上)						



## 第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策							
施策							
指標							
40	中心市街地の再整備などを行い魅力あるまちをつくる						●
93	老朽アーケードの課題解決に取り組む商店街等の数						
94	公衆用トイレや駐輪場などの課題解決に向けた施設整備等への取り組み事例数						○
<b>自然環境と都市機能が調和した住みつけたいまち NAHA</b>							
17	省エネを実践し、資源が循環するまちづくり						
41	省エネを実践するライフスタイルへの転換を促進するまちをつくる						
95	地球温暖化を防ぐための実践項目数						
42	ごみを減らし、資源として再利用、再生利用するまちをつくる						
96	ごみの排出量(1人/1日)						
97	リサイクル率						
98	拠点回収事業実施団体数						
18	自然環境が育まれた那覇らしい亜熱帯庭園都市のまちづくり						
43	那覇らしい景観を実現し、次世代に受け継ぐまちをつくる						
99	都市景観形成地域における赤瓦などの工事への助成数(累計)						
100	屋外広告物の許可申請件数(件/年)						
44	自然や水辺環境をみんなでも育むまちをつくる						●
101	河川の水質が改善している箇所割合(河川：C類型)						○
102	自然観察会等へ参加する市民の満足度						○
45	魅力ある公園を整備し、みどりを守り・育て・活かすまちをつくる						
103	一人当たり都市公園面積						
104	緑化推進事業への市民参加数						
46	地域と共にみどり豊かな美しい道路空間のあるまちをつくる						
105	道路ボランティア、グリーン・ロード・サポーター活動団体数						
106	違反簡易広告物除却活動団体数						
19	暮らして良し歩いて楽しい快適なまちづくり						
47	市街地の整備を促進し安全で快適な魅力あるまちをつくる						
107	密集市街地の改善に取り組んだ地区数(累計)						
108	2項道路後退表示板設置件数(累計)						
109	地籍調査の実施率						
110	耐震基準を満たしている多数の者が利用する建築物の割合						
48	誰もが移動しやすいまちをつくる						
111	交通体系の整備に対する満足度						
112	混雑時平均旅行速度						
49	住宅環境が整備され、快適に住むことができるまちをつくる	●					
113	市営住宅の建替更新戸数	○					
114	市営住宅における多子世帯向け住宅の供給戸数						
50	人と動物が共生し、衛生的な生活環境が確保されたまちをつくる			●			
115	狂犬病予防注射接種率			○			
116	犬猫の収容数			○			
20	災害に強い都市基盤の整備で安全安心のまちづくり						
51	安全安心で快適な都市空間の確保されたまちをつくる						
117	都市計画道路の整備率						
118	歩道の整備延長(累計)						
52	強靱な水道で、いつでもどこでも安全安心なまちをつくる						●
119	基幹管路の耐震化率						○
53	公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる						●
120	下水道処理人口普及率						○
121	下水道接続率						○
122	汚水管きょの改築延長(累計)						○
21	那覇の魅力と特性を活かした土地利用を進めるまちづくり						
54	地域の特性を活かし魅力が高められたまちをつくる						
123	まちづくりに取り組む市民組織等へのアドバイザーの派遣数(累計)						
124	土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数						



## 第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

めざすまちの姿		1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
政策	指標						
55	那覇港湾施設(那覇軍港)の跡地を活かしたまちをつくる						
125	那覇軍港跡地利用計画の策定						
126	地権者情報誌の延べ発行回数						
<b>市民との信頼を深め、効率的で効果的な行政運営を行う</b>							
22	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり						
56	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる				●	●	
127	市職員数					○	
128	職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数				○		
57	行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる						
129	オンラインで手続きを行った件数の割合						
130	A.A.O.ウェブサイトをクオリティ実態調査						
23	効率的で効果的な行政運営を行う						
58	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる						
131	窓口サービスに満足している人の割合						
132	総合的な行政経営システムの構築						
59	持続可能な財政運営をすすめる						
133	経常収支比率						
134	実質公債費比率						
135	将来負担比率						
136	市税収納率						



第5次総合計画の各施策とSDGsの各ゴールの対応表

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギーをみんなが いきいきと使おう	働きがいも 経済成長も	産業と技術革新の 基盤をつくろう	人や国の不平等を なくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさ を守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナーシップ で目標を達成しよう
				●						●
				○						
				○						
	●									
	○									
									●	
									○	
									○	
									●	●
									○	
										○
										○
										○
										○
										○
										○
										○



未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	-
ひきつける力	◎

## 交流の輪を広げ平和を希求するまちづくり

### 施策 6

## 平和を希求する想いを発信し、 平和の尊さを受け継いでいくまちをつくる

### 施策概要

- 先の大戦における沖縄戦の経験を教訓に、恒久平和を希求する想いを内外に発信していきます。
- 市に残された米軍の那覇港湾施設(那覇軍港)の返還、米軍の事件・事故に対する取り組みを進めていきます。
- 啓発機会や情報の提供を通して、「那覇市戦没者追悼式」、「慰

霊の日(6月23日)」、「十・十空襲」、「対馬丸事件」、「旧軍飛行場用地問題」、「奇跡の1マイル」、「十月十日に復活再現された那覇大綱挽」など、先の大戦や戦後処理問題、復興の歴史などの経験を継承し、平和を希求する市民の想いとして受け継いでいくことをめざします。

### 現状と課題

- 那覇港湾施設(那覇軍港)の返還については、2013(平成25)年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、代替施設への移設の返還条件が満たされ、必要な手続きの完了後、2028年度又はその後に返還可能とされています。
- 県全体の問題である米軍基地の整理縮小、米軍の事件・事故、日米地位協定の改定については、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会などを通じ、要請活動を継続して行っています。

- 本市では、1986(昭和61)年に核兵器廃絶平和都市宣言、1995(平成7)年那覇市平和宣言を行っています。
- 戦後処理問題の一つとされた旧軍飛行場用地問題の解決を図るため、特定地域特別振興事業を進めています。
- 戦後70有余年が経過し、戦禍の記憶とともに平和を希求する想いの風化が危惧されています。戦争体験者の高齢化が進むなか、沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へどのように伝えていくかが課題となっています。(追加)また、今般のウクライナ紛争等、国際情勢が厳しさを増す中、さらなる平和発信に取り組み、平和創造へ貢献することが求められています。



那覇市戦没者追悼式

## 取組の柱と方針

### 1 平和を希求する想いの発信

- 米軍的那覇港湾施設(那覇軍港)の返還、米軍の事件・事故に対する取り組みを進めていきます。
- 市政の基本的な理念として平和の希求を掲げ内外に発信します。
- 関係団体による平和・核廃絶を求める運動を支援していきます。
- 戦後 80 周年に向けて、関係機関と協力しながら準備をすすめます。
- 戦禍の記憶を風化させることがないよう、関係課及び関係機関と連携し、「那覇市戦没者追悼式」を実施します。また、式典において、児童生徒による平和のメッセージ朗読や児童合唱等を取り入れることで、恒久平和の願いを次世代につないでいきます。

### 2 県内外の都市・市内小中学校との連携による平和学習の推進

- 長崎などの平和発信都市の児童生徒との交流を通して、戦争や原爆の恐ろしさについて理解を深め、平和の尊さを学ぶ機会を子どもたちに提供します。
- 市内小中学校と連携し、対馬丸記念館等の場を活用した平和学習の機会を創出します。

### 3 市民と協働した新たな平和学習事業の検討

- 那覇市の戦争資料の整理・展示を進めるとともに、市民団体などによる平和展への後援など、民間による平和関連事業への支援をおこないます。
- 沖縄戦の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていく平和学習事業の検討と充実をすすめます。

### 4 旧軍飛行場用地問題の解決

- 本市の旧軍飛行場用地問題の解決に向け、特定地域特別振興事業を活用し、旧地主の慰藉及び地域の振興・活性化に資する事業を実施します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数	100 人 (2016 年)	120 人	140 人
平和事業の充実	3 件 (2016 年)	5 件	10 件

### 用語解説

- 十・十空襲、那覇大綱挽  
1944(昭和 19)年 10 月 10 日の空襲によって、旧那覇市内の 9 割が焼失しました。那覇大綱挽は、平和への願いを込め 1971(昭和 46)年 10 月 10 日に復活しました。
- 対馬丸事件  
1944(昭和 19)年 8 月 21 日に学童集団疎開の子どもたちをたくさん乗せ、那覇港を出港した対馬丸は、翌 22 日夜 10 時過ぎ、米潜水艦ポーフィン号の魚雷攻撃により海に沈められてしまいました。乗船者 1788 名のうち生存者は約 2 割でした。
- 奇跡の 1 マイル  
那覇市の中心に位置する国際通りは、戦争後、県下でいち早く復興を遂げたこと、通りの長さがほぼ 1 マイルであることから、「奇跡の 1 マイル」とも呼ばれています。
- 青少年ピースフォーラム  
全国の自治体が派遣する平和使節団の青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図る目的で長崎市で実施されています。





## 政策

# 衛生的で快適に暮らし、健康危機にも強い まちづくり

未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

### 施策 20

## 健康危機管理体制が整ったまちをつくる

### 施策概要

- 結核をはじめとする感染症の発生とまん延を防止するため、市民や関係団体等へ感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の相談・検査体制の充実を図っていきます。
- 関係機関や団体との連携をとりながら、健康危機（感染症や食中毒、災害等による健康被害）を管理する体制を整えていきます。

### 現状と課題

(追加 4)

- 結核は、結核菌によって発生する我が国の主要な感染症の一つです。今でも年間 10,000 人以上の新しい患者が発生し、約 2,000 人が命を落としています。また感染してもすぐには発病せず、身体の抵抗力低下等により感染から数十年後に発病する事例もみられます。我が国における 2021 年の結核罹患率（新登録結核患者数を人口 10 万対率で表したもの）は、前年より 0.9 ポイント減少して 9.2 となり、罹患率 10.0 未満とする結核低まん延の水準を達成しています。沖縄県の 2021 年の結核罹患率は 11.9 で前年より 0.8 ポイント減少しましたが、都道府県別でワースト 4 位の状況です。本市の 2021 年の結核罹患率は 15.6 で前年より 0.2 ポイント減少しましたが、県全体より高い状況となっています。本市の結核患者の特徴としましては、全国と共通して、高齢者の割合が高いこと、及び結核まん延国から転入してくる外国出生患者が増加している状況にあります。高齢者施設や日本語教育施設等で実施する結核定期健康診断により、早期発見し、早期治療に繋げる取組を継続する必要があります。

(修正 1)

- 2015（平成 27）年に、我が国は世界保健機関（WHO）より、麻しん排除認定されました。麻しんは、2018（平成 30）年 3 月に沖縄県で海外から罹患した状態で入国した観光客から感染が県内全域に広がり、一定期間流行して、平成 30 年 6 月に終息宣言となった事例がありました。本市では 24 例が確認されています。以降、2019（令和元）年 1 例、2020（令和 2）年 0 例、2021（令和 3）年 0 例となっています。また、風しんの発生状況は、2018（平成 30）年 4 例、2019（令和元）年 4 例、2020（令和 2）年 0 例、2021（令和 3）年 0 例となっています。対策の結果、麻しん・風しんは 2020（令和 2）年 0 例、2021（令和 3）年 0 例となり、再び 0 に抑え込むことができました。以後も麻しん、風しん 0 対策を継続します。

(追加 1)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、市の業務継続体制の構築に努めるとともに、国や沖縄県、医療機関、その他関係機関等との連携を一層図っていきます。

- 結核やインフルエンザ等の感染症に対する正しい知識の普及啓発について希望がある機関や、こちらからの企画の研修等を行っておりますが、まだまだ充分とは言えない状況です。関係団体（施設・医療機関・学校等）等との連携を図っていき、感染症に対する正しい知識の普及に取り組んでいく必要があります。
- 平常時における監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止するよう健康危機管理体制を整備するとともに、市民の生命や健康を脅かす事態が生じた場合にはその規模を把握し、関係機関等との調整を図り的確な処置を行い、被害の発生予防及び拡大防止を図る必要があります。そのためには、平常時より、関係機関との連携がとれるよう会議を継続して開催しています。

(追加 2)

- 2019（令和元）年 12 月に発生し、世界規模で急速に拡大した新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健所に新型コロナ現地対策本部を設置し、積極的疫学調査等の実施や関係機関と連携した感染拡大防止に取り組んでいます。今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、市の組織全体で取り組むための体制整備のほか、市民への適切な情報提供や関係機関と連携した取組みが求められています。

### 関連条例等

- ◆那覇市健康危機管理基本指針
- ◆那覇市新型インフルエンザ等対策本部条例

(追加)

- ◆那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ◆那覇市新型インフルエンザ等対策のための BCP（業務継続計画）

## 取組の柱と方針

### 1 感染症の相談・検査体制の充実

- 感染症等の情報の提供に努めます。
- 市民や関係団体等へ結核や感染症の正しい知識の普及啓発を充実強化します。

### 2 健康危機管理体制の充実

- 那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、健康危機管理について関係機関等と連携を図ります。
- 新型インフルエンザ対策本部運営訓練や新型インフルエンザ対策移送訓練等健康危機管理のための訓練等を定期的実施します。
- 災害時の保健医療の体制整備に向けて、関係課や団体等と検討していきます。



検死テント

(追加3)

### 3 感染症対策の強化

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や新たな感染症の発生に備え、「那覇市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「那覇市新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画）」の改定を行い、積極的な疫学調査等による感染拡大防止・まん延防止を図るため、業務継続体制の整備に努めるとともに、国や沖縄県、那覇市医師会等関係機関や団体等との連携をより一層図り、感染症対応に取り組みます。



健康危機管理訓練

## 取り組みの活動状況をみる指標

	指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
指標 49	結核罹患率(人口10万対)	19.7人 (2016年)	17人	13人
指標 50	健康危機管理訓練	年1回 (2016年)	年1回	年1回



那覇市保健所



## 政 策

# ビジネス・リゾートと歴史・文化が融合する 観光まちづくり

未来への視点	
つながる力	○
稼ぐ力	☆
ひきつける力	☆

### 施策 30

## 国際化に対応した観光環境の整備されたまちをつくる

### 施策概要

- 多様化する観光客の旅行動向の変化、外国人観光客の増加に対応すべく那覇市観光協会等、関係機関と連携しながら誘致宣伝事業の展開、及び受入体制整備の推進に努めます。
- 観光・リゾート関連産業の人材育成を図り、また多様なイベントの開催などにより、一層の活性化に努めていきます。

(追加1)

- コロナ禍からの那覇観光の回復を目指した様々な取組を推進します。

### 現状と課題

- 沖縄観光は、豊かな自然や独自の文化など恵まれた観光資源により、順調な入域客の増加をみえています。
- 那覇市は、ゲートウェイとしての機能を果たしてきました。
- この機能を国際的リゾートの拠点都市に相応しく発揮し、更なる観光都市としての魅力を強化することが求められています。
- 日本を訪れる外国人観光客は伸びてきましたが、その中で沖縄県への訪問比率は低位です。
- 観光立県として国内観光客と同様に、今後外国人観光客の増加を目指し、さらに幅広い国々からの誘致を積極的に図り、その受入体制の環境整備が求められています。

(追加2)

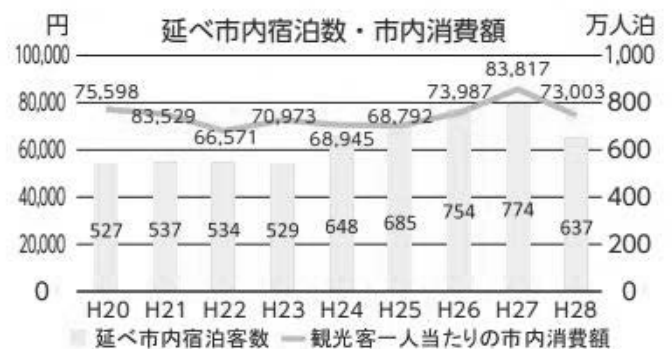
- 2019(令和元)年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で急速に拡大し、人々の消費行動や社会活動、企業の経済活動等に大きな影響を与えました。
- 那覇市においても、国際クルーズ船寄港キャンセルや旅客航空便の運休が相次ぎ、それまで増加傾向にあった入域観光客数が大幅に減少するなど甚大な影響を受けました。
- 本市のリーディング産業である観光関連産業においては、コロナ禍の影響により企業等の従事者が減少し、観光の回復に向けて人手不足が課題となっています。

### 関連条例等

- ◆めんそーれ那覇市観光振興条例
- ◆那覇市観光基本計画

(追加)

- ◆那覇市コロナ期観光回復戦略
- ◆那覇市観光危機管理計画



## 取組の柱と方針

### 1 外国人観光客への体制整備

(修正1)

- 那覇市をターミナルとした県内離島へのアクセスの充実や受け入れ体制の整備など、関係機関等との連携を強化します。
- 沖縄県の方針も踏まえながら、関係機関及び関係団体、関係部署等との連携を図り、外国語対応ガイドの養成や外国人観光客向けの観光コースを新設するなど、受入れ体制整備を推進します。

### 2 ビジネスとリゾートが融合する拠点都市としての機能・魅力の向上

- 沖縄観光の交通ターミナル拠点、また宿泊拠点として、那覇市あるいは周辺に滞在しながら本市の都市機能も堪能する観光スタイルを目指します。
  - 市内の観光施設、交通、公園、飲食関連施設等のユニバーサルデザイン化の促進を図ります。
- (追加5)
- 都市機能が集積する強みを活かしたMICE誘致を促進します。
  - MICE関連機能として、周辺エリアの中心となる那覇市は良好な都市形成や交通体系の整備、宿泊・商業施設等の集積等による賑わいの創造が必要となります。県、関係市町村と連携し、那覇の魅力向上も併せた整備に努めます。

### 3 安全安心、快適なまちづくり

- 観光危機管理計画に基づき、災害や事故の発生時等適切な対応を行う体制を整備します。
  - めんそ〜れ那覇市観光振興条例に基づく、迷惑行為に対する取り組みを関係機関と連携しながら推進します。
- (追加4)
- 地域社会と観光が融合し適切なバランスを継続的に維持した持続可能な観光地を目指します。

(修正2)

### 4 歴史・文化等の観光資源を活用したコンテンツの充実

- 琉球王国の歴史と文化を象徴する有形・無形の文化財など、本市の様々な観光資源を活用する魅力ある観光コンテンツの充実を図ります。

(追加3)

### 5 新型コロナウイルス感染症への対応

- 「那覇市コロナ期観光回復戦略」に基づき、コロナ禍からの那覇観光の回復を目指した様々な取組を推進します。

## 取り組みの活動状況をみる指標

	指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
指標 71	延べ市内宿泊客数	637万泊 (2016年)	1,116万泊	1,587万泊
指標 72	観光客一人当たりの市内消費額	73,003円 (2016年)	85,747円	96,367円



未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	○

## 省エネを実践し、資源が循環するまちづくり

### 施策 41

# 省エネを実践するライフスタイルへの 転換を促進するまちをつくる

## 施策概要

- 地球温暖化対策に有効な行動を賢く選択していこうという国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」を、市民、地域コミュニティ、団体、企業等と協働で取り組むことにより、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取り組みの推進、意識改革、さらには自発的な取り組みへの拡大・定着を図ります。

(追加 1)

- 「2050 年カーボンニュートラル」に向けて、那覇市環境基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、ゼロカーボンシティ宣言を表明します。

## 現状と課題

- 2016(平成 28)年、温暖化対策の国際的な取り組み「パリ協定」が発効され、わが国は 2030 年度までに温室効果ガスの排出量を 2013(平成 25)年度比で 26%削減する目標を掲げています。
- この目標を達成するためには、家庭・業務部門においては約 40%、運輸部門は約 30%という大幅な排出削減が求められています。

(追加 2)

- 2020(令和 2)年 10 月、わが国は 2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル(脱炭素化の実現)を目指すことを宣言しました。
- 2021(令和 3)年 10 月には、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が改定され、我が国の中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくことが明記されました。
- 沖縄県では、2021(令和 3)年 3 月に「第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画」が策定され、2030 年度の中期目標として温室効果ガスを 2013 年度比 26%削減、長期目標として「2050 年度に向けて、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことが掲げられました。

(修正 1)

- 「那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」において、2030 年に向けて温室効果ガスの排出量を 2000(平成 12)年度比 15%の削減を目標に掲げておりますが、2020(令和 2)年度では家庭・業務部門の排出量が約 68%、運輸部門の排出量が 24%で、この 2 部門の排出量が 92%を占め、より一層の削減が求められています。

## 関連条例等

- ◆第 2 次那覇市環境基本計画
- ◆那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- ◆那覇市エコオフィス計画(第 5 期実行計画)

## 市内の二酸化炭素部門別排出量の推移(修正 2)

		産業	運輸	民生家庭	民生業務	廃棄物	
2019	R1	112.5 5.9%	430.3 22.4%	604.2 31.5%		726.4 37.9%	45.7 2.4%
	R2	106.0 6.0%	419.5 23.8%	569.7 32.3%		626.7 35.6%	40.6 2.3%

注) 数字は排出量 単位: 千 t-CO<sub>2</sub>

## 取組の柱と方針

### 1 地球温暖化問題を身近に感じ、自主的な行動を促す

- 市民への地球温暖化に関する正確な知見の伝達を行います。
- 環境や地球温暖化問題に関する教育や学習機会の充実を図ります。

### 2 環境に配慮した事業展開

- 環境基本計画、エコオフィス計画を推進します。  
(追加3)
- 温暖化防止に資する賢い選択COOL CHOICE(クールチョイス)の取組を推進し、さらに暮らしを脱炭素化する“ゼロカーボンアクション 30”へと展開を図り、ライフスタイル転換の普及啓発を継続するとともに、2050年カーボンニュートラルに向けて、那覇市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び気候変動適応計画を包含した第3次那覇市環境基本計画を策定し、ゼロカーボンシティ宣言を表明します。

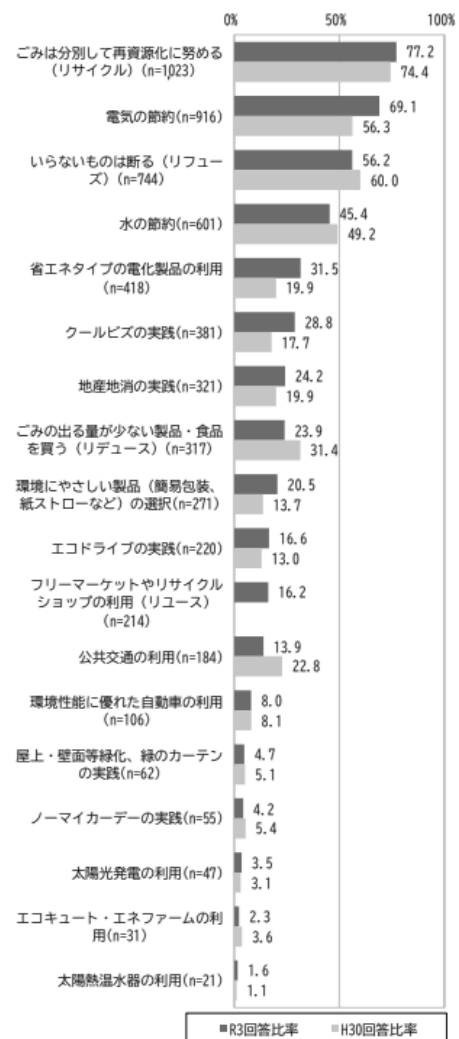
### 3 ライフスタイルの転換促進

- (修正3)
- 省エネ型製品、設備への転換を促進します。
- 省エネサービスの選択を促進します。
- クールビズ、クールシェアを促進します。

### 4 エネルギー有効利用の認知度を高める

- エネルギー有効利用について普及促進します。  
(追加4)
- 庁舎等公共施設のLED照明への切替やESCO事業等による省エネ改修、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- J-クレジット制度等を活用したカーボン・クレジットの取引を推進します。

## 地球環境保護のために実践していること



## 取り組みの活動状況をみる指標

指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
指標 95 地球温暖化を防ぐための実践項目数	5項目 (2016年)	8項目	10項目

### 用語解説

- (修正4)
- エコオフィス計画  
市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。温室効果ガスの削減目標を2016(平成28)年度比で2025(令和7)年度までに「13%以上削減」を目指しています。
- クールビズ、クールシェア  
オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのが「クールシェア」です。家族や地域で楽しみながら節電に取り組むことができます。

- (追加5)
- ESCO事業  
工場やオフィス、商業施設、公共施設などに対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性などを損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業。
- J-クレジット制度  
省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出削減量や、適切な森林管理による温室効果ガス吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。
- ゼロカーボンアクション30  
衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを8つのカテゴリー別に30の行動に整理したものです。



未来への視点	
つながる力	◎
稼ぐ力	○
ひきつける力	◎

施策 57

# 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める 組織づくりをすすめる

## 施策概要

(修正 1)

- 本市の行政運営において、デジタル技術やデータを積極的に活用し、「市民の利便性向上」に資する取組を推進します。

(追加 2)

- デジタル技術に不慣れな人にも配慮して「誰ひとり取り残さない、人にやさしいデジタル化」を目指します。
- 情報セキュリティに万全を期し、情報資産を保護します。

- 高齢者や障がいのある人など、例えばげがや病気で手が動かしづらい場合なども含め、「誰もが公式ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるような配慮(ウェブアクセシビリティ)」の向上を図ります。
- すでに公式ホームページを利用している人にとって、快適に探しやすい、操作しやすいなどの「使いやすさ(ユーザビリティ)」の向上を図ることで、すべての利用者の満足度を高めめます。

## 現状と課題

- 2016(平成 28)年 10 月よりマイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを開始し、利便性向上を図るための環境を整備してきましたが、マイナンバーカードの普及が遅れていることから、普及促進について取り組む必要があります。
- マイナポータルを活用した新たな行政サービスについても検討していく必要があります。
- 政府機関や企業のサーバー等への不正アクセスや情報漏えいが社会問題となっており、情報セキュリティの強化を図る必要があります。
- 那覇市の公式ホームページにおいて、2017(平成 29)年の調査結果で、視覚に障がいのある人向けの音声読み上げ機能に対応していないデータが添付されているなどのアクセシビリティ面での問題や、スマートフォン用のページに切り替わる対応がされていないといった利用者の環境によって左右されるなどのユーザビリティ面において問題があるとされ、9 段階評価中、下から 4 番目の「F」評価となっています。また、障害者差別解消法が 2016(平成 28)年 4 月に施行されたことから、障がいのある人への配慮について更なる対応が求められています。

- 情報化社会に対応した専門知識の強化が求められています。

(追加 1)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が求められています。



## 関連条例等

(追加)

- ◆那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- ◆那覇市DX推進計画

## 取組の柱と方針

(修正2)

### 1 行政DXの推進

- 「那覇市DX推進計画」に基づき、行政手続きのオンライン化など、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性向上に資する取組を推進します。

### 2 情報セキュリティの強化

- 情報セキュリティの強化を図り、あらゆる脅威から情報資産を守ります。

### 3 市政情報の発信と提供の推進

- 全ての人が適切に情報を受け取れるよう、ホームページリニューアルに向けて、管理・運営の見直しを図ります。
- リニューアル後は、ウェブアクセシビリティを維持するため、年に1度の運用ガイドラインの更新及び職員研修、サイトの検証を実施します。
- 再リニューアル時には、研修等を通し、職員のアクセシビリティ、ユーザビリティへの意識向上を図り、総務省の評価基準「C」ランクに準拠したレベルを目指します。
- 著しい情報分野の進展を見据え、5年毎の公式ホームページ再構築及び時代に即した情報発信ツール等への研究・対応を進めていきます。

## 取り組みの活動状況を見る指標

	指標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
指標 129	(指標の変更) オンライン化による市民・事業者の来庁数低減 (※2028年度 50%低減)	100% (2023年度)		60%
指標 130	A . A . O . ウェブサイトクオリティ実態調査	F (2017年)	E	C



ホームページ



那覇市公式ホームページ



Facebook



LINE



SNSを活用した広報



広報なは 市民の友





つながる力	○
稼ぐ力	○
ひきつける力	☆

施策 58

# 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる

## 施策概要

- 限られた経営資源を効果的に活用するための総合的な行政経営システムを構築します。
- 特に、市民の利用が多いサービスに対する対応力の維持・向上に努めます。
- マイナンバーカードの普及を推進し、より一層市民サービスの向上に繋げていきます。

(追加1)

- 本市の行政運営において、デジタル技術の積極的な活用により業務効率化を図り、更なる「行政サービスの向上」に繋がります。

(追加4)

- 本総合計画の推進により、暮らしやすさや幸福感、満足感といった市民と地域全体のウェルビーイングを高める視点を持ち、個々の幸せが尊重される持続可能な社会の実現を目指します。

## 現状と課題

(修正1)

- これまで培ってきた ISO9001 の仕組みやノウハウを継承しつつ、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の「那覇市行政サービス品質管理システム」を2022(令和4)年度に構築し、内部統制の強化を図っています。
- 2013(平成25)年度からは、外部の専門家による包括外部監査を実施し、監査機能の独立性と専門性を強化しています。
- 行財政改革、組織目標、品質管理システムなどの行政評価システムや事業進捗管理に関わるシステム群がそれぞれに運用されており、更なる効率的で効果的な運用について検討する必要があります。
- 市民満足度のアンケートでは、2008(平成20)年度から2016(平成28)年度まで満足度90%以上を継続達成しています。今後も市民の利用しやすい窓口を目指し、接遇力・業務知識の向上に努めることが求められています。

(修正2)

- マイナンバーカードの普及については、2023(令和5)年7月末時点で240,890名の申請累計があり、交付累計は192,134名となっています。市民への周知を今後も続けていく必要があります。

(追加2)

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、社会全体のDX(デジタル・トランスフォーメーション)が求められています。

(追加5)

- 身体的・精神的・社会的にも満たされた状態を示す「ウェルビーイング(Well-being)」の概念が、まちづくりにおいても注目されています。多様性や包摂性が尊重され、市民と地域全体のウェルビーイングが感じられるまちづくりが求められています。

### 関連条例等

(追加)

- ◆那覇市DX推進計画



市民課窓口

## 取組の柱と方針

### 1 総合的な行政経営システムの構築

- 行財政改革、組織目標、品質管理システムなどの行政評価と事業進捗管理に関わるシステム群を総合計画と連動した管理システムへ再構築を行い、行政運営の効率化を図ります。
- 市民意識調査における市の政策に対する満足度・重要度調査結果の分析を行い、改善に努めます。

### 2 総合窓口サービスの向上

- 市民の利用が多く市役所の顔となる窓口サービスに対しては、新入職職員等に対する研修を行い、窓口サービスの維持・向上に努めます。
- ハイサイ市民課本庁・三支所窓口における市民満足度アンケートの実施・分析を行い、改善に努めます。

(修正3)

### 3 マイナンバーカードの周知

- マイナンバーカードの広報周知について継続的に実施します。

(追加3)

### 4 行政DXの推進

- 「那覇市DX推進計画」に基づき、デジタル技術を活用した業務効率化を図り、生み出された時間を更なる「行政サービスの向上」に繋げます。

(追加6)

### 5 ウェルビーイングの向上

- 市民意識調査等において、市の政策に対する満足度・重要度や幸福度について調査をし、政策に反映していくよう努めます。




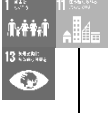
## 取り組みの活動状況をみる指標

	指 標	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
指標 131	窓口サービスに満足している人の割合	93% (2016年)	93.5%	94%
指標 132	総合的な行政経営システムの構築	個別システム での運用 (2017年)	総合システム の研究と構築	総合システム の運用と検証

- ピンク : 最終目標値を修正した指標
- 水色 : 旧から新へ変更した指標
- 黄色 : 新たに追加した指標

## 指標一覧









施策番号	指標番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
			指標の説明			
1	1 		市民等と行政が協働しておこなった事業などの件数(累計)	265件 (2016年)	320件	370件
			市民等との協働事業の件数をみることで、協働によるまちづくりの市民への浸透度を測ります。協働事業を明確にし、その推進を図るため、庁内に周知します。			
	2 		校区まちづくり協議会設立校区数(累計)	6校区 (2016年)	20校区	36校区
			地域活動が小学校区単位で行われ、協働によるまちづくりの浸透度合いを測る指標です。全市域に協議会の設立を目指します。			
	3 		なほ市民活動支援センターの延べ利用件数(人数)	2,975件 (19,923人) (2016年)	4,500件 (30,000人)	6,000件 (40,000人)
			市民活動センターの利用状況を把握することで、市民活動団体の連携状況を確認する指標です。市民活動支援センターの周知を図り広く利用を促進します。			
2	4 		なほ市民協働大学・大学院卒業生数	319人 (2016年)	719人	959人
			協働によるまちづくりを実践する人材の育成・発掘を行っている協働大学・大学院の卒業生数を見ることで、協働によるまちづくりの市民への浸透度を測ります。			
	5 		協働大使委嘱者数	867人 (2016年)	1,267人	1,539人
			協働によるまちづくりを実践している協働大使の委嘱者数を見ることで、まちづくり活動の浸透度を測ります。			
	6 		那覇市人材データベース登録者数(累計)	9人 (2016年)	250人	470人
			協働によるまちづくりの推進度合いを測る指標です。市民が地域で活躍し、貢献できる場を設定します。			
2	7 		まちづくり活動に参加している市民の割合	30.9% (2016年)	36.9%	42.9%
			協働によるまちづくりの浸透度合いを測る指標です。抜本的な取り組みを行い、市民参加を促す取り組みを図ります。			

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
3	8 	旧 ↓	市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数	195 団体 (2016 年)	200 団体	215 団体
			安全で住みよいまちづくりの推進には、保安灯の普及と地域コミュニティの醸成を図る必要があることから、地域住民が管理する保安灯団体数の増加を指標とします。			
	新	市内保安灯数	6,407 灯 (2021 年度)		6,600 灯	
		保安灯数を増やすことによって、安心安全なまちづくりの推進を図る指標です。※保安灯数は 2021 年度の電気料補助灯数及び新規設置数（市が把握している灯数）を基準としています。				所属把握
9 			交通指導員が 2 名以上配置されている小学校区数	25 校区 (2016 年)	30 校区	36 校区
		交通指導員の配置を全小学校区で 2 人以上確保することで、登下校時の交通事故防止と見守り活動の強化を図ります。				所属把握
4	10 		消費者教育に関する講演・研修会の開催回数	6 回 (2016 年)	11 回	12 回
			自立した消費者育成及び消費者被害の未然防止のため消費者教育の周知・啓発を図ります。			
	11 		消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合	18% (2016 年)	19%	22%
			消費生活センターに寄せられた相談や苦情等について迅速かつ適正に解決または救済を図ります。			
137	追加		外国人相談窓口の相談件数	541 人 (2021 年度)		1,100 人
		外国人住民の支援の充実を推進する指標です。窓口の周知を図り、相談体制の充実を図ります。				所属把握
5	12 		自治会等に対して実施する防災講話等の実施回数(単年度)	15 回 (2016 年)	20 回	25 回
			自治会等に対して実施する防災講話等の単年度実施回数を指標とします。			

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
5	13 		災害時応援協定締結事業者数(累計)	158 事業者 (2016 年)	180 事業者	200 事業者
			災害時応援協定締結事業者数の累計数を指標とします。			
	14 		住宅用火災警報器の設置率	53.20% (2016 年)	65%	80%
			住宅用火災の早期発見につながる状況を見る指標です。個別訪問によって、一部設置・条例適合率の向上を目指します。			
6	15 		青少年ピースフォーラムに派遣する生徒の延べ人数	100 人 (2016 年)	120 人	140 人
			戦争の実相や平和の尊さを次の世代へ伝えていくための事業であることから、派遣した生徒数(延べ人数)を指標とします。			
	16 		平和事業の充実	3 件 (2016 年)	5 件	10 件
			戦争の体験を伝え、平和の尊さを広める機会の実施状況を見る指標です。平和交流・男女参画課において主催・共催する平和事業の充実を図ります。			
7	17 		那覇福州児童生徒交流祭における派遣児童生徒の延べ人数	140 人 (2017 年)	185 人	200 人
			姉妹・友好都市交流と青少年の国際感覚をもった人材育成につながる事業であることから、派遣した児童生徒数(延べ人数)を施策の進捗を図るための指標とします。			
	18 		那覇市海外移住子弟研修生受入事業における研修生の延べ受入人数	33 人 (2017 年)	43 人	46 人
			市民との交流と移住国との友好親善に資する事業であることから、海外移住子弟研修生の受入人数(延べ人数)を施策の進捗を図るための指標とします。			
8	19 		審議会等委員の女性登用率	37.90% (2015 年)	39%	40%
			女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する指標。各審議会において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とまらない状態をめざします。			

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)	
			指標の説明				取得方法 又は出典名
	20 		なは女性センター講座の延べ受講者数	24,961 人 (2016 年)	28,560 人	30,477 人	
			なは女性センター主催講座の受講者数から、男女共同参画についての意識啓発をみる指標。男女共同参画の推進につながる講座の開催に取り組みます。				所属把握
9	21 		「地域見守り隊」の結成数	33 団体 (2017 年)	60 団体	80 団体	
			「地域見守り隊」は、地域での孤立防止や安否確認を実施しており、地域の支え合いや、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を測る指標です。				所属把握
			22 	民生委員・児童委員の充足率	84.5% (2017 年)	90%	92%
民生委員・児童委員は、地域の身近な相談員であり、充足率の向上は、地域の支え合いや相談・支援体制づくりの推進を測る指標です。				所属把握			
10	23 		地域包括支援センターにおける相談件数	13,783 件 (2016 年)	16,000 件	18,000 件	
			地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に重要な役割を担っており、当該システム構築に向けて多くの地域住民等に利用される施設を目指します。				所属把握
	24 		介護予防に関する事業への参加人数	6,384 人 (2016 年)	7,300 人	8,000 人	
			介護予防に向けた取り組みに多くの市民が参加することにより、介護を受けることなく、健康で自立した生活を過ごせる高齢者が増えることを目指します。				所属把握
25 		ちゃーがんじゅうポイント制への登録者数	71 人 (2016 年)	85 人	100 人		
		地域の高齢者施設等においてボランティア活動をすることによって役割を持ち、自らの介護予防や生きがいづくりに楽しみながら取り組める高齢者の増加を目指します。				所属把握	
26 		認知症サポーター養成講座の延受講者数	16,879 人 (2016 年)	28,000 人	35,000 人		
		今後、増加が予想される認知症高齢者を地域で支える基盤づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座受講者の増加を目指します。				所属把握	





施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
11	27 		一般就労後、就労定着支援を受けて1年以上の継続就労者の割合(年度)	—	8割	8割
			国が各市町村に対し示した第5期障害福祉計画(2018～2020)の成果目標に就労定着支援開始後1年以上継続している人が8割以上とするとされています。			
11	28 		施設入所から在宅生活に移行した障がい者数(累計)	3人 (2016年)	15人	30人
			障がいのある人の地域生活の実現状況をみる指標です。「なは障がい者プラン」の目標値を参考に、施設入所から地域生活移行への増加を目指します。			
	29 		障がい当事者の障害者差別解消法及び県条例に関する認知の割合	—	4割	6割
障がい当事者ご自身の権利の理解促進を目指します。				所属把握		
12	30 		生活保護世帯に属する子どもの高校進学率	86.1% (2016年)	90.8%	95.1%
			職業選択の可能性が広げられるように高等学校への進学率を全国平均並みに上げていきます。			
	31 		生活保護世帯の高等学校中途退学率	2.64% (2016年)	2.20%	2.00%
			高校進学後に勉強の遅れや引きこもり、アルバイト等で中途退学してしまう高校生の割合を全国平均にまで引き下げしていきます。			
32 		子どもの居場所の数	16ヶ所 (2016年)	26ヶ所	36ヶ所	
		子どもたちが夢を持って成長できる指標の一つとして、日常的に子どもを見守りや安心できる居場所を小学校区毎(36ヶ所)に設置します。				所属把握
13	33 		主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	—	57%	62%
			肥満予防、肥満改善のために望ましい食生活について理解し、適正体重を維持するための食生活習慣を実践している人の指標です。			







施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
13	34 		運動習慣者の割合(20 ~ 64 歳)	男性：36.7% 女性：28.6% (2012 年)	男性：47% 女性：39%	男性：48.3% 女性：40.3%
			自分の体力や健康状態を把握し、自分に合った運動を実践している人の指標です(1 日 1 回 30 分以上の汗をかく運動を週 2 回以上、1 年以上実施しているもの)。	国民健康診 査・特定健診 問診		
	35 		生活習慣病のリスクを高め る量を飲酒している者の割 合(40 ~ 74 歳)	男性：25.8% 女性：28.9% (2012 年)	男性：19.4% 女性：13.7%	男性：17.8% 女性：9.9%
			飲酒が健康に及ぼす影響を正しく理解し、生活習慣病を防ぐ ため、多量飲酒者の減少割合を見る指標です。	国保特定 健診問診		
	36 		20 代、30 代の男女の喫煙 している者の割合	20 代 男性：43% 女性：24.1% 30 代 男性：38.2% 女性：23.8% (2012 年)	20 代 男性：23.2% 女性：7.1% 30 代 男性：23.2% 女性：7.1%	20 代 男性：20.7% 女性：5.4% 30 代 男性：21.3% 女性：5.4%
生活習慣病等の発症や重症化予防のため、喫煙者の減少割合 を見る指標です。			国保健康 診査問診			
37  		「健康づくり市民会議」で 健康づくりを計画的に推進 する団体数	36 団体 (2016 年)	45 団体	50 団体	
		社員及び市民の健康づくりに取り組んでいる団体の指標で す。	所属把握			
14	38  		ゲートキーパー養成講座受 講者数(累計)	462 人 (2016 年)	962 人	1,462 人
			身近な人が自殺のサインに気づき、適切な対応ができるよう になるためのゲートキーパー養成講座の受講者(累積者数)を 増やします。	所属把握		
	39 		人口 10 万人当たりの自殺 者数(実数)	21.9(70 人) (2012 年)	17.5(56 人)	16.8(53 人)
中間目標は、市民の人口 10 万人対での自殺による死亡者数 の割合を基準年度より 20%以上(国・県の目標値に準ずる) 減少させ、最終目標は、平成 27 年度に比べ 30%以上(「自 殺総合対策大綱(平成 29 年 7 月閣議決定)」に基づく)減少さ せることを目指します。			人口動態推計			









施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
15	40 		3 歳児健康診査受診率	81.2% (2015 年)	85%	90%
			3 歳児健診受診対象者の中で、実際に受診した人の割合をみる指標です。			
	41 		子育てについて、身近に相談できる人がいると答える人の割合	96% (2015 年)	97%	98%
			乳幼児健康診査受診票の中で、身近に子育ての相談ができる人がいる人の割合をみる指標です。			
16	42 		紹介率(紹介患者数/初診患者数×100)	75.2% (2016 年)	80%	80%
			地域医療支援病院の承認要件であり、紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されているかをみる指標です。紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上が要件となります。			
	43 		逆紹介率(逆紹介患者数/初診患者数×100)	70.1% (2016 年)	80%	80%
			地域医療支援病院の承認要件であり、紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されているかをみる指標です。紹介率 65%以上かつ逆紹介率 40%以上が要件となります。			
17	44 		救急隊現場到着所要時間	9.9 分 (2016 年)	8.6 分	6.5 分
			119 番通報から救急隊現場到着までの時間で、救命率につながる効果を見る指標です。現場到着所要時間の短縮を目指します。			
	45 		応急手当講習会の受講者数	70,085 人 (2016 年)	113,085 人	127,000 人
			市民自身による緊急時の自主救護能力を見る指標です。那覇市の 1 世帯 1 人を目標とした累計受講者数を目指します。那覇市の世帯数 149,528 世帯(2017 年 2 月末現在)			
18	46 		特定健康診査の受診率 (40 代～ 50 代の働き盛り世代)	25.9% (2015 年)	30.9%	35.9%
			生活習慣病予防に有効とされる健診の受診率をみる指標です。那覇市特定健康診査等実施計画の目標値達成に向けて、40 代～ 50 代の働き盛り世代の受診率向上を目指します。			

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
18	47 		メタボリックシンドローム 該当者及び予備群者の改善 率	18.1% (2015 年)	19%	20%
			前年度の特定健診結果で、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム該当者とその予備群者と判定された者のうち、改善した人の割合をみる指標です。			
19	48 		食品等の試験検査の実施数	152 件 (2016 年)	168 件	185 件
			年度ごとに策定する監視指導計画における食品等試験(収去)検査実施件数とします。			
20	49 		結核罹患率(人口 10 万対)	19.7 人 (2016 年)	17 人	13 人
			結核や感染症に関する正しい知識の普及啓発をすることで、結核の罹患率を抑えます。			
20	50  		健康危機管理訓練	年 1 回 (2016 年)	年 1 回	年 1 回
			健康危機に備えるため新型インフルエンザ発生訓練などを年に 1 回行います。			
21	51 		保育所等利用待機児童数	559 人 (2016 年)	0 人	0 人
			厚生労働省が毎年 4 月に実施している「保育所等利用待機児童数調査」の人数です。希望の保育所等をいつでも利用できる状況を目指します。			
	52 		教育・保育施設の利用状況	60% (2016 年)	73%	86%
			3 歳児が教育・保育施設(保育所、認定こども園、幼稚園など)を利用している割合です。全国平均と同水準となることを目指します。			
22	53   		育児支援家庭訪問事業の訪 問延べ件数	1,846 件 (2016 年)	1,900 件	2,000 件
			育児不安を抱える家庭、虐待リスクのある家庭等へ専門支援員等が援助を行なうために訪問した延べ件数です。			


施策番号	指標番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
			指標の説明			
22	54 		保育園、認定こども園等への巡回指導、訪問件数	210件 (2016年)	231件	254件
			発達支援児を受け入れている保育園、認定こども園、幼稚園において適切な指導等が行なわれるよう専門職員を派遣した件数です。			
23	55 	旧 ↓ 新	全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差(中学校数学)	A: -4.2ポイント B: -2.8ポイント (2016年)	A: 0ポイント B: 0ポイント	A: 0ポイント B: 0ポイント
			全国平均正答率との差を指標とします。数値が0は平均値、プラスで平均値以上となります。Aは基礎基本、Bは応用の問題です。			
		全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差(中学校数学)	-3.8ポイント (2019年度)		0ポイント	
		全国平均正答率との差を指標とします。数値が0は平均値、プラスで平均値以上となります。				全国学力・学習状況調査
	56 		学校に行くことが楽しいと感じる児童生徒の割合	①59.1% ②40.5% (2017年)	①65% ②45%	①70% ②50%
			「学校に行くのは楽しいと思いますか」の設問に対し、「そう思う」とする割合を指標とします。①は小学生②は中学生の割合です。			
	57 	旧 ↓ 新	不登校児童生徒の割合	①0.41% ②3.35% (2015年)	①0.40% ②2.90%	①0.39% ②2.83%
			文部科学省が行っている全国的な調査であり、その調査に含まれる不登校児童生徒の割合を指標とします。①は小学生②は中学生の割合です。			
		相談機関等に繋がっていない不登校児童生徒の割合	①小学校 23.7% ②中学校 20.2% (2018年度)		①小学校 18.0% ②中学校 15.0%	
		児童生徒それぞれの個に応じた対応や支援によって柔軟に対応することで不登校対策を図る指標。				第3次那覇市教育振興基本計画(令和3年度～令和7年度)

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)	
			指標の説明				取得方法 又は出典名
24	58 		新耐震基準に適合する校舎 などの割合	78% (2016 年)	99%	100%	
			耐震基準を満たす校舎等の整備の度合いから、学校の補修・ 整備の実施状況を見ようとする指標です。新耐震基準に適合 する割合を 2023 年度までに 100%にすることを目指しま す。				所属把握
25	59 		公民館における地域連携・ 世代間交流事業実施の満足 度	90% (2016 年)	93%	95%	
			地域人材の活用や地域と連携した事業、また異世代を対象と した講座等の満足度を指標とします				所属把握
	60 	旧 ↓ 新	図書館来館者数	469,305 人 (2016 年)	478,300 人	485,800 人	
			全 7 館の年間来館者数の総計を指標とします。				所属把握
			図書館来館者数	469,305 人 (2016 年)		485,800 人	
			全 7 館の年間来館者数と那覇市電子図書館ログイン数の総計 を指標とします。				所属把握
61 		レファレンス(調査相談)件 数	907 件 (2016 年)	1,700 件	1,900 件		
		利用者の調べものを支援するサービスの件数を指標としま す。				所属把握	
26	62 		那覇市主催のスポーツ・レ クリエーション大会等への 参加者数	6,613 人 (2016 年)	7,400 人	8,000 人	
			市民のスポーツ活動の状況を見る指標です。那覇市主催の各 種スポーツ・レクリエーション大会等へ参加する市民の増加 をめざします。				所属把握
27	63 		地域学校連携施設延べ利用 回数	7,884 回 (2015 年)	9,000 回	10,000 回	
			小中学校の地域連携施設を開放することにより、生涯学習を 推進し学校を拠点としたコミュニティづくりに努めます。				所属把握








施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
27	64 		放課後子ども教室等が設置されている小学校区数	30 校区 (2016 年)	36 校区	36 校区
			放課後の居場所づくりとして放課後子ども教室等が設置されている小学校区の数です。全小学校区の設置を目指します。			
	65 		学校体育施設の利用率	94% (2016 年)	95%	95%
			市民のスポーツ活動の状況を見る指標です。現在の高い利用率(% )の維持をめざします。			
28	66 		焼物博物館、歴史博物館、識名園、玉陵、伝統工芸館の入館・入園者数	184,126 人 (2016 年)	193,332 人	202,538 人
			5 施設の入館・入園者数を基準年度から 10%の増加を目指す。中間年度では 5%の増加を目指します。			
	67 		講座・解説会など実施回数	55 回 (2016 年)	60 回	65 回
			5 施設で行う講座・解説会等の実施回数を増やすことで、各施設の広報活動充実の施策として教育普及活動及び共催事業を強化します。			
29	68 		主要文化施設利用者の満足度(那覇文化芸術劇場なはーと、パレット市民劇場、那覇市民ギャラリー)	60% (2016 年)	70%	80%
			市の文化施設の利用者の満足度から施設運営等へ反映させる指標として市民サービス向上へとつなげます。			
	69 		市民が文化活動を主体的に行う機会や、優れた文化や地域文化を観たり、ふれる機会が充実しているまちと思う人の割合	36% (2016 年)	50%	60%
			文化にふれあっている実感の割合から、市民文化が育まれている度合いを見るための指標です。新拠点施設の有効活用により割合の向上を目指します。			

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
29	70 		主要文化施設稼働率(那覇文化芸術劇場なはーと、パレット市民劇場、市民ギャラリー)	66% (2016 年)	73%	76%
			市の文化施設の稼働率から、市民の文化活動の活動度合いを推測しようとする指標です。(施設における利用日数/利用可能日数)			
30	71 		延べ市内宿泊客数	637 万泊 (2016 年)	1,116 万泊	1,587 万泊
			那覇市の観光統計をもとに算出しています。(市内宿泊人数×市内平均宿泊数)			
30	72 		観光客一人当たりの市内消費額	73,003 円 (2016 年)	85,747 円	96,367 円
			宿泊費、土産品費、交通費、飲食娯楽費、雑費の合計を航空乗客アンケート調査結果をもとに算出しています。			
31	73 		観光収入額	3,187 億円 (2016 年)	4,158 億円	5,030 億円
			那覇市の観光統計をもとに算出しています。(市内宿泊人数×観光客一人あたり市内消費額)			
31	74 		市内宿泊日数	1.46 泊 (2016 年)	2.3 泊	3.04 泊
			那覇市の観光統計をもとに算出しています。(延べ収容日数×定員稼働率)			
32	75 		那覇市へ進出した情報通信関連企業数(累計)	266 社 (2016 年)	525 社	926 社
			情報通信関連企業の誘致促進による成果指標です。			
	76 		那覇市へ進出した情報通信関連企業による雇用者数(累計)	13,114 人 (2016 年)	25,883 人	45,652 人
情報通信関連企業の誘致促進による成果指標です。				沖縄 I T センサス報告書		












施策番号	指標番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
			指標の説明			
32	77 		市民所得	2,485 千円 (2014年)	2,700 千円	3,000 千円
			市民所得の向上を目指す指標です。			
33	78 		窓口相談から結びついた創業数	5 件 (2016年)	50 件	100 件
			相談支援充実による創業数向上を目指す指標です。			
33	79 		開業率	7.98% (2014年)	10%	12%
			市域においてスタートアップ等の施策の充実による開業率向上を目指す指標です。			
	80 		廃業率	7.77% (2014年)	6%	5%
			市域においてフォローアップ等の施策の充実による廃業率改善を目指す指標です。			
81 	旧 ↓ 新		第3次産業市内純生産額(百万円)	805,498 百万円 (2012年)	845,772 百万円	888,060 百万円
			市域の第3次産業の経済状況を見る指標です。			
			第3次産業市内総生産額(百万円)	1,160,752 百万円 (2012年)		1,276,827 百万円
			市域の第3次産業の経済状況を見る指標です。			
34	82 		那覇市農業算出額	156 千万円 (2015年)	176 千万円	195 千万円
			農業振興の状況を見る指標です。市在住農家の農業算出額を参考に、さらなる増額をめざします。			







施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
	83 	旧 ↓	那覇市海面漁業生産量(まぐろ類)	4,839 トン (2015 年)	5,444 トン	6,049 トン
			漁業振興の状況を見る指標です。本市の主要水産物であるマグロの漁業生産量を参考に、さらなる増加をめざします。			
		新	泊漁港における水揚量	3,656 t (2021 年度)		3,884 t
			漁業振興の状況をみる指標です。本市水揚量を参考にさらなる増加を目指します。			
35	84 	旧 ↓	那覇港の取扱貨物量	1,156 万トン (2016 年)	1,600 万トン	1,800 万トン
			港における物流利用の状況を見る指数です。			
		新	那覇港の取扱貨物量(空台車含む)	1,641 万トン (2021 年)		1,900 万トン
			港における物流利用の状況を見る指数です。最終目標値の達成に向けて、港湾機能強化に繋がる様々な取り組みを展開し、那覇港の取扱貨物量増加を目指します。			
36	85 		オープンデータの公開数	—	30 件	50 件
			オープンデータの公開状況をみるための指標です。			
	86 		オープンデータを活用したアプリケーション数	—	5 件	10 件
			オープンデータを活用し、市民の利便性の向上や地域の課題解決をテーマに作成されたアプリケーション数を見るための指標です。			
















施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
37	87 		沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の認証 市内企業数	17 企業 (2016 年)	42 企業	67 企業
			市内事業所において従業員が安心して働き続けることのできる職場環境を整備します。			
38	88 		就職に結びついた相談数(な はし創業・就職サポートセ ンター)	50 件 (2016 年)	100 件	200 件
			相談支援充実による就職者数向上を目指す指標です。			
	89 		就業者数	156,511 人 (2014 年)	160,000 人	164,000 人
			市域の就業者数の維持向上を目指す指標です。			
39	90 		中心商店街の歩行者通行量 (平日)	97,925 人 (2016 年)	107,000 人	114,000 人
			中心商店街が地元客や観光客に活用されている度合をみる指標です。地元客及び観光客の歩行者通行量増を目指します。			
	91 		中心市街地の従業者数	26,412 人 (2014 年)	26,800 人	27,100 人
			雇用の供給力や就業の場としての魅力度などを表す従業者数を「経済活動の活発さ」を推し計る指標とします。			
92 		中心商店街へ行く那覇市民 の割合(月に 1 ~ 2 回以上)	36% (2016 年)	38%	41%	
		中心商店街が地元客に活用されている度合をみる指標です。地元客の来街数増を目指します。				市民意識調査
40	93 		老朽アーケードの課題解決 に取り組む商店街等の数	—	7 ヶ所	13 ヶ所
			中心商店街において、安全性確保や魅力向上のためにアーケードの課題解決に取り組む商店街数増を目指します。			

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
40	94 		公衆用トイレや駐輪場などの課題解決に向けた施設整備等への取り組み事例数	—	5 件	10 件
			中心商店街において、利便性向上のための課題解決に向けた施設整備の取り組み数増を目指します。			
41	95 		地球温暖化を防ぐための実践項目数	5 項目 (2016 年)	8 項目	10 項目
			市民のエコライフの実践状況をみる指標です。			
42	96 		ごみの排出量( 1 人/ 1 日)	771 g (2016 年)	735 g	713 g
			1 人 1 日あたりのごみの排出量をみる指標です。 ごみの総排出量から資源化物を除いた量/人口(外国人含む) / 365 日により算出します。			
	97 		リサイクル率	14.24% (2016 年)	22%	25%
			ごみの総排出量のうち、資源化物として回収されたごみの割合を示す指標です。 資源回収量/ごみの総排出量により算出します。			
98 		拠点回収事業実施団体数	36 ヶ所 (2016 年)	45 ヶ所	54 ヶ所	
		各年度末の拠点回収事業実施団体数を指標とします。				所属把握
43	99 		都市景観形成地域における赤瓦などの工事への助成数(累計)	210 件 (2016 年)	260 件	310 件
			都市景観形成地域に指定されている 3 地区で、伝統的な素材である琉球赤瓦や琉球石灰岩等、景観形成に資する工事費用に対し、助成金を交付した件数の累計です。			
	100 		屋外広告物の許可申請件数(件/年)	197 件/年 (2016 年)	250 件/年	300 件/年
より良い景観づくりにつながるための指標で、届出義務のある屋外広告物の年間許可申請件数です。				所属把握		

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)
			指標の説明			
44	101 		河川の水質が改善している 箇所割合(河川：C 類型)	96% (2016 年)	96%	100%
			市内の 25 地点で実施している河川(環境基準 C 類型(BOD 値 5m g/L 以下))の達成率です。 排水溝については、監視及び指導により環境基準 E 類型を 目指します。			
44	102   		自然観察会等へ参加する市 民の満足度	70% (2017 年)	75%	80%
			ホタル観察会など各啓発事業に参加する市民の、事業内容 に対する満足度(参加意欲等)の割合を示す指標です。講座内 容の改善などに繋げていきます。			
45	103 		一人当たり都市公園面積	5.67 m <sup>2</sup> /人 (2016 年)	6.22 m <sup>2</sup> /人	6.63 m <sup>2</sup> /人
			都市の緑地の充実度をみる指標です。条例では 10 m <sup>2</sup> /人を 標準としており、公園の整備計画に基づき目標値を設定して います。			
45	104 		緑化推進事業への市民参加 数	4,300 人 (2016 年)	4,730 人	5,160 人
			緑化推進事業に関する市民の参加状況をみる指標です。花い っぱい運動推進事業及び緑化センターにおける緑化推進事業 参加者数の合計人数となっております。			
46	105  		道路ボランティア、グリーン・ ロード・サポーター 活動団体数	111 団体 (2016 年)	142 団体	172 団体
			活動団体を毎年 6 団体ずつ増やしていくことを目標にして、 目標値を設定しています。			
46	106  		違反簡易広告物除却活動団 体数	8 団体 (2016 年)	13 団体	18 団体
			活動団体を毎年 1 団体ずつ増やしていくことを目標にして、 目標値を設定しています。			
47	107 		密集市街地の改善に取り組 んだ地区数(累計)	—	5 地区	10 地区
			密集市街地の改善に向けた地区の取り組み状況をみる指標で す。			

施策番号	指標番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)	
			指標の説明				取得方法 又は出典名
47	108 		2項道路後退済表示板設置 件数(累計)	448件 (2016年)	825件	1,200件	
			狭あい道路を後退した旨を表示する後退済表示板の設置件数をみる指標です。				所属把握
	109 		地籍調査の実施率	70% (2016年)	80%	90%	
			本市の地籍調査実施区域の割合をみる指標です。				所属把握
	110 		耐震基準を満たしている多数の者が利用する建築物の割合	89.21% (2016年)	95%	97%	
			耐震化率を測る指標。那覇市耐震改修促進計画に基づく耐震化率を目標値とします。				所属把握
48	111 		交通体系の整備に対する満足度	36.8% (2014年)	40%	50%	
			道路整備やバスやモノレール、タクシーの利用環境など、総合的な交通体系整備について、快適性を向上させることを目標値とします。				市民意識調査
	112 	旧 ↓ 新	混雑時平均旅行速度	15.9km/h (2014年)	18km/h	20km/h	
			本市の混雑時の平均旅行速度は全国ワースト1となっており、混雑の解消の指標となる20km/h以上(警察庁)を目標値とします。				沖縄地方渋滞対策推進協議会等
			市道における自転車通行空間の整備延長(累計)	2.9km (2021年度)		7.5km	
自転車で快適に移動できる環境整備の推進を図る指標です。				所属把握			
49	113 		市営住宅の建替更新戸数	1,648戸 (2016年)	2,420戸	2,932戸	
			市営住宅居住者への安全で快適な住戸の確保の度合いをみる指標です。市営住宅の完成計画戸数に基づき、更新を目指します。				所属把握

施策番号	指標番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
			指標の説明			
49	114 		市営住宅における多子世帯向け住宅の供給戸数	138戸 (2016年)	288戸	358戸
			子育て世帯が安心して暮らしていけるよう、市営住宅での多子世帯向け住戸の確保の度合いを見る指標です。			
50	115 		狂犬病予防注射接種率	55.4% (2016年)	57.5%	60%
			適正飼養に関する意識の啓発状況を見る指標です。愛護動物の適正飼養の推進を図るなかで、狂犬病予防注射接種率の向上を目指します。			
50	116 		犬猫の収容数	283頭 (2016年)	240頭	200頭
			適正飼養等に関する意識の啓発状況を見る指標です。愛護動物の適正飼養の推進を図り、収容・抑留数の減少を目指します。			
51	117 		都市計画道路の整備率	73.0% (2017年)	75.5%	78.0%
			都市計画道路の整備状況を見る指標です。2017(平成29)年度時点の都市計画決定路線を2027年度までに整備率5.0%増を目標値にします。			
	118 		歩道の整備延長(累計)	122,600m (2017年)	126,100m	129,600m
			歩道等の整備状況を見る指標です。都市計画道路を含む歩道等の新設及び改良を2027年度までに整備延長7,000m増を目標値とします。			
52	119 	旧 ↓ 新	基幹管路の耐震化率	22.8% (2015年)	53.4%	67.3%
			水道の基幹管路の全てについて耐震化の進捗状況を見る指標です。			
			基幹管路の耐震適合率	62.9% 2022年度		68.4%
			基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す指標の一つです。同指標の目標数値を設定し、引き続き耐震化に取り組みます。			国土強靱化年次計画2022

施策番号	指標番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
			指標の説明			
53	120 		下水道処理人口普及率	98.1% (2016年)	98.5%	98.9%
			下水道普及をより向上させる指標です。 下水道利用可能人口を増加させて、公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全します。			
	121 		下水道接続率	95.5% (2016年)	96.8%	97.5%
			下水道接続をより向上させる指標です。 下水道利用人口を増加させて、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に貢献します。			
	122 		汚水管きよの改築延長(累計)	—	20.4km	2.83km
			汚水管きよの維持管理延長のうち、総合計画期間中に老朽化した管きよを改築する指標です。 改築を進めることにより、管きよを健全化していきます。			
54	123 		まちづくりに取り組む市民組織等へのアドバイザー等の派遣数(累計)	—	3件	5件
			地域特性を活かした地区レベルのまちづくり活動の活性化状況をみる指標です。			
	124 		土地利用の誘導に資する都市計画決定・変更の件数	—	8件	16件
			望ましい土地利用の誘導に向けた柔軟な都市計画制度の運用状況をみる指標です。			
55	125 		那覇軍港跡地利用計画の策定	平成7年度基本構想 (2016年)	跡地利用計画(案)の策定	跡地利用計画の策定
			2028年度の返還に向けた跡地利用計画の策定を指標とします。			
	126 		地権者情報誌の延べ発行回数	20回 (2016年)	32回	42回
		地権者への情報提供のため年に2回程度発行している情報誌の延べ発行回数を合意形成活動の進捗を図るための指標とします。				所属把握

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022 年度)	最終目標値 (2027 年度)	
			指標の説明				取得方法 又は出典名
56	127 		市職員数	2,352 人 (2016 年)	2,400 人	2,400 人	
			職員数から行政組織の効率性をみようとする指標です。 職員数は各年度の定員管理調査の職員数とします。				総務省定員管理調査
	128 	旧 ↓ 新	職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数	14,566 人 (2016 年)	15,500 人	16,100 人	
			業務に関連する知識・技能・態度等の研修を通じて、職員の職務遂行能力や政策形成能力等の開発をおこなう指標です。				所属把握
		新	職員の職場研修・職場外研修への延べ参加人数（オンライン研修を含む）	14,566 人 (2016 年)		16,100 人	
職員の能力開発の推進を図る指標です。業務に関連する知識・技能・態度等にかかる研修を通して、職員の職務遂行能力の向上に向けて取り組みます。				所属把握			
57	129 	旧 ↓ 新	オンラインで手続きを行った件数の割合	24% (2016 年)	30%	35%	
			電子申請等の手続きを導入している業務について、オンラインへの移行状況を見るための指標です。				所属把握
			新	オンライン化による市民・事業者の来庁数低減	100% (2023 年度)		60%
	手続きをオンライン化することで、市民・事業者の来庁数低減を目指す指標です。				所属把握		
130 			A.A.O.ウェブサイトクオリティ実態調査	F (2017 年)	E	C	
公共機関ホームページの約 9,000 サイトの品質を実態調査。全てのページにおいて、アクセシビリティ及びユーザビリティの達成度を調査します。				総務省の受託業者（アライド・ブレインズ株式会社）			
58	131 		窓口サービスに満足している人の割合	93% (2016 年)	93.5%	94%	
		窓口サービス全般への満足度を見る指標です。毎年期間をきめてアンケート調査を実施しています。				市民満足度アンケート	

施策 番号	指標 番号 /SDGs ロゴ	新旧 /追加	指標名	基準値 (基準年度)	中間目標値 (2022年度)	最終目標値 (2027年度)
			指標の説明			
58	132 		総合的な行政経営システム の構築	個別システム での運用 (2017年)	総合システム の研究と構築	総合システム の運用と検証
			総合的な行政経営システムの構築と運用することを目標と します。			
59	133 		経常収支比率	89.8% (2016年)	88.9%	88.0%
			地方税や普通交付税などの経常的な収入を、義務的経費(人件 費、扶助費及び公債費)などの経常的な支出に充てる割合で す。			
	134 		実質公債費比率	12.8% (2016年)	10.0%	7.1%
			公債費等の大きさを、財政規模(収入)に対する割合(三年平 均)で表したものです。			
	135 		将来負担比率	81.8% (2016年)	73.4%	64.9%
			市債等の残高の大きさを、財政規模(収入)に対する割合で表 したものです。			
136 		市税収納率	97.9% (2016年)	97.9%以上	97.9%以上	
		収納済額(納付された額) / 調定額(納付されるべき額) × 100(%) で算出します。				決算状況



那覇港港湾計画改訂に伴う那覇港管理組合同規約の変更について

那覇港港湾計画の改訂に係る、那覇港管理組合（一部事務組合）規約の変更を行うにあたり、別紙のとおり地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

1 提案の内容（別紙）

（提案理由）

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第286条の規定により、関係地方公共団体である沖縄県、那覇市及び浦添市が協議で定めるとされている。

協議については、地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要であるため、この案を提出する。

## 那覇港管理組合規約を一部変更する規約に関する協議書(案)

沖縄県、那覇市及び浦添市は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 286 条の規定により、下記のとおり那覇港管理組合規約の一部を変更することに同意する。

### 記

那覇港管理組合規約の一部を変更する規約  
那覇港管理組合規約（平成 14 年那覇港管理組合告示第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 17 条第 3 項を次のように変更する。

3 前項の規定にかかわらず、浦添ふ頭東緑地、海洋緑地（緑地、海浜）、マリーナ及び交流厚生用地の一部（マリーナ用地）についての第 1 項第 5 号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

沖縄県 10 分の 8

浦添市 10 分の 2

### 附則

この規約は、組織団体の協議書締結の日から施行する。

この協議の締結を証するため、本協議書を 3 通作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年〇月〇日

沖縄県知事 玉城 康裕

那覇市長 知念 覚

浦添市長 松本 哲治

## 那覇港管理組合規約の一部を変更する規約

那覇港管理組合規約（平成14年総務大臣許可）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は変更部分）

### 変更後

#### 第4章 組合の経費

（経費支弁の方法）

第17条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てるものとする。

- (1) 組合の財産から生ずる収入
- (2) 国から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入
- (3) 組織団体から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入

(4) 国庫支出金、地方債、委託金、寄付金等の収入

(5) 組織団体の負担金

(6) その他組合に属する収入

2 前項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

沖縄県 10分の6

那覇市 10分の3

浦添市 10分の1

3 前項の規定にかかわらず、浦添ふ頭東緑地、海洋緑地（緑地、海浜）、マリーナ及び交流厚生用地の一部（マリーナ用地）についての第1項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

沖縄県 10分の8

浦添市 10分の2

### 変更前

#### 第4章 組合の経費

（経費支弁の方法）

第17条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てるものとする。

(1) 組合の財産から生ずる収入

(2) 国から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入

(3) 組織団体から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入

(4) 国庫支出金、地方債、委託金、寄付金等の収入

(5) 組織団体の負担金

(6) その他組合に属する収入

2 前項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

沖縄県 10分の6

那覇市 10分の3

浦添市 10分の1

3 前項の規定にかかわらず、浦添ふ頭東緑地、海洋緑地（緑地、海浜）、マリーナ及び臨港道路浦添1号線の一部についての第1項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。

沖縄県 10分の8

浦添市 10分の2

### 附則

この規約は、組織団体の協議書締結の日から施行する。



工事請負契約について  
(松川小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築))

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 契約の目的 松川小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築)
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 894,239,500 円
- 4 契約の相手方 大米建設・照正組・オリジン建設共同企業体  
代表者 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1  
株式会社 大米建設  
代表取締役社長 国吉 修  
構成員 沖縄県那覇市字国場1170番地の6  
株式会社 照正組  
代表取締役 照屋 圭太  
構成員 沖縄県那覇市樋川2丁目6番10号  
株式会社 オリジン建設  
代表取締役 長山 宏

(提案理由)

松川小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築) を施工するため、この案を提出する。



人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1 [REDACTED]  
あらかき せい き  
新垣 誠毅 ( [REDACTED] ) <再任推薦>

2 [REDACTED]  
とくだ み わ こ  
徳田 美和子 ( [REDACTED] ) <再任推薦>

3 [REDACTED]  
おおはま やすふみ  
大濱 安史 ( [REDACTED] ) <新規推薦>



令和4年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和4年度決算に基づき算定した資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき別紙のとおり報告する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

## 資金不足比率

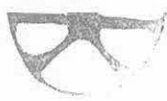
(令和4年度決算に基づく資金不足比率)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条  
第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

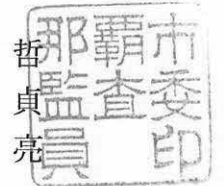
備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。



那 監 第 22 号  
令和 5 年 7 月 31 日

那覇市長 知 念 覚 様

那覇市監査委員 宮 城  
同 城 間  
同 奥 間



令和 4 年度決算に基づく資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

## 令和4年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

### 第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

### 第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

### 第3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第4 審査の着眼点

資金不足比率は正確に算定されているか。

### 第5 審査の主な実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定されているかを検証するため、決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

### 第6 審査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和5年6月8日から同年7月25日まで
- 2 日 程 令和5年6月15日 事務局職員による予備審査  
令和5年7月10日 監査委員審査
- 3 場 所 那覇市上下水道局

### 第7 審査の結果

#### 1 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確であるものと認められる。

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
下水道事業会計	—	

(注) 1 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率を「—」で表示する。

2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

## 2 個別意見

資金不足比率について

いずれの公営企業会計も資金不足は生じていない。

資金不足比率の状況

(単位：千円)

会計区分	資金剰余額	事業の規模	資金不足比率
水道事業会計	9,591,069	6,324,249	—
下水道事業会計	4,648,626	3,713,072	—



専決処分の報告について  
(那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月17日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例



## 那覇市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

那覇市旅館業法施行条例(平成24年那覇市条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(宿泊を拒むことができる事由) 第4条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略]	(宿泊を拒むことができる事由) 第4条 法第5条第1項第4号の条例で定める事由は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

### 付 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行する。



専決処分の報告について  
(里道側溝蓋破損による車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 15 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 里道側溝蓋破損による車両損傷事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市大道在 法人  
賠 償 額 52,000 円

専決処分の報告について  
(市道鏡原 7 号側溝鉄蓋隙間による自転車損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 15 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 市道鏡原 7 号側溝鉄蓋隙間による自転車損傷事故
  
- 2 賠償の相手方  
及び賠償額  
相 手 方 那覇市鏡原町在住  
賠 償 額 9,625 円

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、請負金額の100分の5以内でその金額が1,000万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月15日

那覇市長 知念 覚

1 議決事件名 工事請負契約について「真地市営住宅第1期建替工事(建築)」  
(令和5年3月17日同意)

工 事 名 真地市営住宅第1期建替工事(建築)

契約の相手方

受注者

高橋土建・辰雄建設・尚輪興建共同企業体

代表者

住所 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号

商号 株式会社 高橋土建

氏名 代表取締役 玉城 俊夫

構成員

住所 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19 1階

商号 有限会社 辰雄建設

氏名 代表取締役 安里 繭子

構成員

住所 沖縄県那覇市字真地421番地15

商号 株式会社 尚輪興建

氏名 代表取締役 下地 喜広

2 変更する事項 請負代金額

既 決 金 額 2,353,780,000円

変 更 金 額 2,361,170,900円



専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、請負金額の100分の5以内でその金額が1,000万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月15日

那覇市長 知念 覚

1 議決事件名 工事請負契約について「大名市営住宅第4期建替工事（C棟・建築）」（令和5年3月17日同意）

工 事 名 大名市営住宅第4期建替工事（C棟・建築）

契約の相手方

受注者

東恩納組・金城組・平川建設共同企業体

代表者

住所 沖縄県那覇市古波蔵1丁目20番30号

商号 株式会社 東恩納組

氏名 代表取締役社長 東恩納 惟

構成員

住所 沖縄県那覇市字安里45番地

商号 株式会社 金城組

氏名 代表取締役 金城 永真

構成員

住所 沖縄県那覇市具志1丁目12番3号

商号 株式会社 平川建設

氏名 代表取締役 平川 哲也

2 変更する事項 請負代金額

既 決 金 額 1,016,620,000円

変 更 金 額 1,023,124,300円

専決処分の報告について  
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

那覇市長 知念 覚

## 専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和5年8月15日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について  
(松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事(建築))  
(令和4年9月29日同意)

工 事 名 松島中学校屋内運動場及びプール等改築工事(建築)

契約の相手方

受注者 丸元建設・南洋土建・仲村組共同企業体

代表者 沖縄県那覇市壺川2丁目13番26号  
株式会社 丸元建設  
代表取締役社長 糸数 幸恵

構成員 沖縄県那覇市与儀1丁目5番2号  
南洋土建 株式会社  
代表取締役 玉城 常二

構成員 沖縄県那覇市古波蔵3丁目17番5号  
有限会社 仲村組  
代表取締役 仲村渠 孝

- 2 変更する事項 契約金額  
既 決 金 額 915,200,000 円  
変更する金額 923,348,800 円

